

小川町国土強靱化地域計画



令和8年3月

小 川 町

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景・趣旨	1
2. 計画期間	1
3. 計画の位置付け	2
4. 計画の構成.....	2
5. 法改正の概要.....	3
6. 国土強靱化基本計画の改正概要.....	4

第2章 本町の地域特性

1. 自然特性	6
2. 社会特性	8
3. 災害リスク等.....	14
4. その他.....	19
5. 本町の地域特性を踏まえた防災課題.....	22

第3章 第1期計画の評価

1. 重要業績評価指標（KPI）の検証.....	23
2. 第1期計画の取組状況の整理.....	25

第4章 強靱化に向けた基本的考え方

1. 想定する災害リスク	31
2. 強靱化に向けた目標	31
3. リスクシナリオの設定	32
4. 施策分野の設定	33

第5章 脆弱性の評価・分析

1. 脆弱性の評価・分析の方法	34
2. 脆弱性評価の結果.....	34

第6章 地域強靱化に向けた推進方策

1. 目標1：あらゆる災害に対する直接死を最大限防ぐ.....	36
2. 目標2：災害関連死を最大限防ぐ.....	39
3. 目標3：必要不可欠な行政機能を確実に確保する.....	42
4. 目標4：通信、ライフライン、インフラ等の被害を最小限に留め、迅速に復旧する.....	43

5. 目標5：経済活動を維持する.....	46
6. 目標6：従前より強靱な姿で復興できるよう準備する	48
7. 横断的分野.....	50

第7章 計画の推進

1. 重点化及び優先すべき推進方策.....	52
2. 重要業績評価指標（KPI）	53
3. 推進体制	54
4. 計画の管理・見直し	54

資料編

1. 計画策定の経緯	55
2. 小川町防災会議委員	56
3. 実施事業一覧.....	57
4. 用語解説	62

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景・趣旨

国は、東日本大震災の教訓を踏まえ、2013（平成25）年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を公布・施行し、2014（平成26）年6月には、同法に基づき国土強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定しました。

その後、基本計画は2018（平成30）年12月に見直され、さらに、2023（令和5）年6月の基本法の改正に合わせて、同年7月に新たな基本計画が策定されました。

本町においても、2022（令和4）年3月に「小川町国土強靱化地域計画（令和4年3月）」（以下「第1期計画」という。）を策定し、同計画に基づき、大規模自然災害から町民の生命と財産を守り、地域への致命的な被害を回避するための様々な防災対策を進めてきました。

この度、第1期計画が計画期間の満了を迎えることから、本町の防災・減災対策を更に推進するための総合的かつ基本的な指針となる「小川町国土強靱化地域計画（令和8年3月）」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

今後は本計画に基づき、引き続き、大規模自然災害等から町民の生命と財産を守るとともに、地域への致命的な被害を回避し、速やかな復旧・復興につなげる強くしなやかな地域づくりを進めていくこととします。

2. 計画期間

本計画の期間は、「小川町第6次総合振興計画」との整合性を考慮し、同計画前期基本計画の終了年度である2030（令和12）年までの5年間とします。

なお、計画期間の途中であっても、必要に応じて見直しを行うものとします。

表 1-1 計画期間

令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17
小川町第6次総合振興計画基本構想（令和8～令和17年度）									
前期基本計画					後期基本計画				
小川町国土強靱化地域計画 (令和8年度～令和12年度)					小川町国土強靱化地域計画（第3期予定） (令和13年度～令和17年度)				

3. 計画の位置付け

本計画は、国土強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国及び埼玉県と整合のとれた計画とするとともに、「小川町第6次総合振興計画」とも整合を図り、本町の防災・減災に資する具体的な施策を計画的に推進する上での指針となる計画として位置付けるものです。

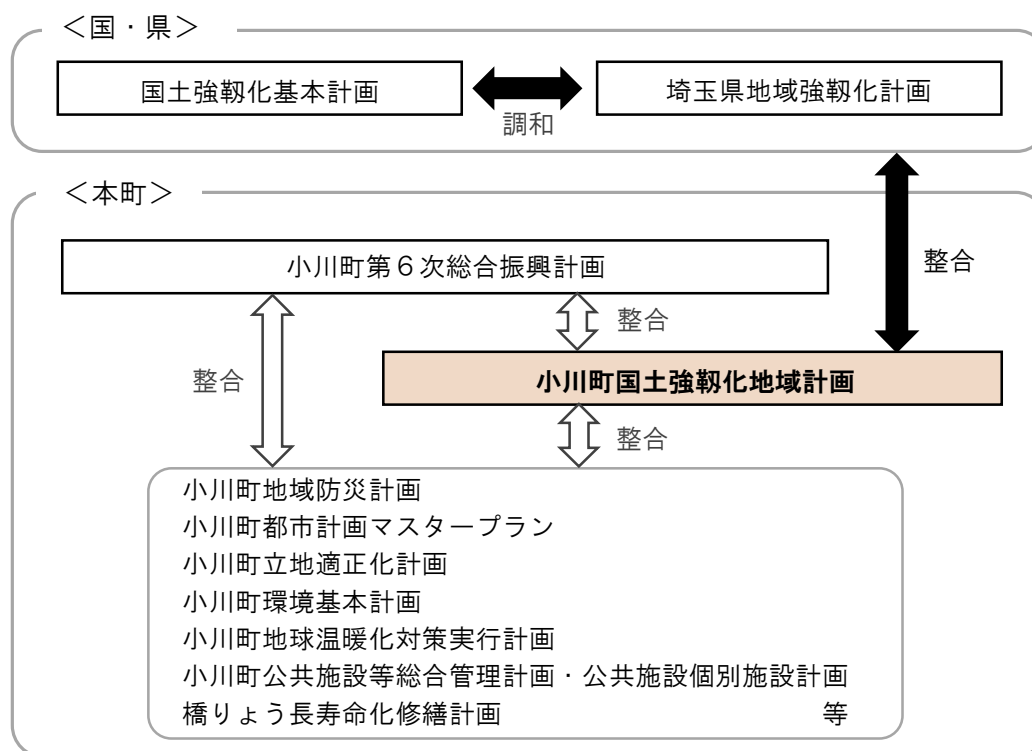


図 1-1 計画の位置付け

4. 計画の構成

表 1-2 計画の構成内容

章番号	名称	概要
第1章	計画の策定にあたって	計画策定の趣旨、位置付け等を明記
第2章	本町の地域特性	計画の前提となる本町の地域特性を明記
第3章	第1期計画の評価	第1期計画での取組状況と課題を明記
第4章	強靱化に向けた基本的考え方	強靱化の前提となる災害リスクを明記 強靱化に向けた基本目標等を明記
第5章	脆弱性の評価・分析	自然災害に対する本町の脆弱箇所（強化すべき施策）等を明記
第6章	地域強靱化に向けた推進方策	地域強靱化に向けた具体的施策を明記
第7章	計画の推進	計画の推進体制、進捗管理方法等を明記

5. 法改正の概要

2023（令和5）年6月に改正された国土強靱化基本法では、政府において「国土強靱化実施中期計画」を策定すること、また、国土強靱化推進会議を設置し、施策評価のあり方を検討すること、評価結果に基づき所要の措置を講じることなどが明文化されました。

国土強靱化実施中期計画の内容

- ①計画期間の設定：2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの5年間
- ②計画期間内に実施すべき施策の内容・目標
- ③施策の進捗状況、財政状況等を踏まえ、推進が特に必要となる施策の内容・事業規模

<計画期間内に実施すべき施策の内容・目標>

防災インフラの整備・管理	ライフラインの強靱化	デジタル等新技術の活用	官民連携強化	地域防災力の強化
<ul style="list-style-type: none"> ・個別避難計画作成 ・情報科学を活用した地震調査研究プロジェクト 	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速な航路啓開のための体制の整備 ・衛星通信システムに関する制度整備等 	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカードを活用した避難所運営効率化等 ・矯正施設のデジタル無線機の適正な稼働 	<ul style="list-style-type: none"> ・病院におけるBCPの策定 ・災害保険や民間の防災・減災サービスの活用・啓蒙活動の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体における災害用戸・湧水等の活用 ・防災への意識向上のための普及啓発活動

<推進が特に必要となる施策の内容・目標>

防災インフラの整備・管理	ライフラインの強靱化	デジタル等新技術の活用	官民連携強化	地域防災力の強化
<ul style="list-style-type: none"> ・洪水・内水ハザードマップ等の水災害リスク情報の充実 ・流域治水対策等の推進 ・障害者・高齢者・こども・外国人等に配慮した災害情報提供の強化 ・発災後の残存リスクの管理 ・予防保全型管理への早期転換 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・予防保全型管理への早期転換 ・陸海空の交通ネットワークの連携強化 ・上下水道システムの耐震化を始めとした耐災害性の強化 ・送電網の強化及び自立分散型の電源・エネルギーの活用 ・通信システムの自立性の強化 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の地方支分部局の資機材の充実 ・一元的な情報収集・提供システムの構築 ・フェーズフリーなデジタル体制の構築 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅・建築物の耐震化 ・密集市街地や地下街等の耐震化・火災対策 ・保健・医療・福祉支援の体制・連携強化 ・立地適正化計画と連携した強靱化施策の推進 ・国土強靱化と地方創生の一体的な推進による地方防災力の強化 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・スフィア基準等を踏まえた避難所環境の抜本的改善 ・プッシュ型支援物資の分散備蓄の強化 ・避難所や教育現場となる学校等の耐災害性強化 ・避難所等での自立分散型の電源・エネルギーの活用 ・民間・NPO・ボランティア等の活動環境の整備 等

6. 国土強靱化基本計画の改正概要

2023（令和5）年7月に策定された新たな「国土強靱化基本計画」では、基本理念である「4つの基本目標」に変更はありませんが、国土強靱化を推進するうえでの基本方針が大きく見直されています。また、事前に備えるべき目標についても、8つから6つへと統廃合され、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）についても45から35に変更されています。

<国土強靱化基本計画（令和5年7月）の概要>

国土強靱化基本計画における4つの基本目標

人命の保護	国家・社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される	国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	迅速な復旧復興
-------	-----------------------------	----------------------	---------

国土強靱化基本計画における5つの基本的な方針

国民の生命と財産を守る防災インフラ（河川・ダム、砂防・治山、海岸等）の整備・管理	経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどのライフラインの強靱化	デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化	災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化	地域における防災力の一層の強化（地域力の発揮）
--	------------------------------------	---------------------------	----------------------------	-------------------------

国土強靱化基本計画における事前に備えるべき目標

事前に備えるべき目標（旧計画）		事前に備えるべき目標（新計画）	
1	直接死を最大限防ぐ	1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3	必要不可欠な行政機能を確保する
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4	経済活動を機能不全に陥らせない
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない		
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する		

国土強靱化基本計画における起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	
1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
1-3	広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生
1-4	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生
1-6	火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死者数の発生
1-7	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	
2-1	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生
目標3 必要不可欠な行政機能を確保する	
3-1	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
3-2	首都圏での中央官庁機能の機能不全
3-3	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
目標4 経済活動を機能不全に陥らせない	
4-1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下
4-2	コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
4-3	海上輸送の機能停止による海外貿易、複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響
4-4	金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響
4-5	食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響
4-6	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
4-7	農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下
目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	
5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
5-2	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
5-3	都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
5-5	太平洋ベルト地帯の幹線道路や新幹線が分断するなど、基幹的陸上海上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
目標6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	
6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
6-6	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響

第2章 本町の地域特性

1. 自然特性

(1) 位置・地勢

本町は、県のほぼ中央に位置し、東西約11km、南北約10km、面積は60.36km²です。周囲を外秩父の山々に囲まれた盆地からなっており、東は嵐山町、西は東秩父村、南はときがわ町、北は寄居町に隣接しています。

また、町の中央に流れる槻川のほか、兜川や市野川などの主要河川が流れており、東武東上線及びJR八高線が乗り入れる小川町駅を中心として、市街地が形成されています。

なお、広域行政圏としては、比企広域市町村圏に含まれ、圏域内では東松山市に次ぐ広域核都市となっています。

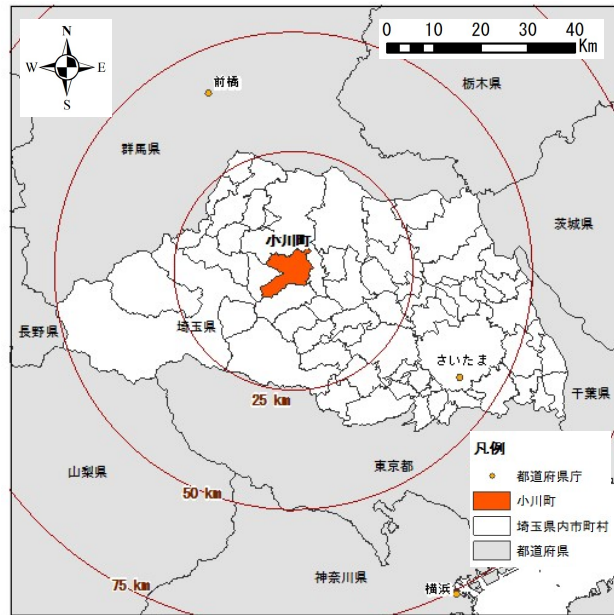


図 2-1 位置図

(2) 地形・地質

地形と地質は密接な関係にあり、町を構成する山地、台地及び低地では、それぞれ地質が異なっています。

丘陵を含む山地には、中新世の松山層群と呼ばれる比較的軟質な岩盤と、石英閃緑岩や枌谷層、安戸古生層、御荷鉾緑色岩類、三波川変成岩類などの、中生代から古生代の硬質な岩盤が分布しています。岩盤の境界には断層が多く分布していますが、これらの断層は地震を生じさせる活断層ではありません。

低位段丘堆積物は、町内の台地を構成する堆積物で洪積層に分類され、川の作用で堆積した未固結の砂、礫及び泥からなり、その下部には岩盤が分布しています。

岩盤は、建物や構造物の基礎地盤や耐震的な地盤として良好です。それに対して低地では相対的に最近に堆積した沖積層が分布して、基礎地盤や耐震的な地盤として必ずしも良好とはいえない場合があります。しかし、これは一般的な傾向であり、沖積層であっても、その締まり具合や硬軟により、地盤の善し悪しに差があります。町では、砂礫が主体で、地下深部の比較的に浅い部分に岩盤が存在し、耐震的には比較的良質な地盤といえます。

また、低地には、最後の氷期後から現在までの海面上昇期（最近1万年前以後）に、河川の作用で堆積した未固結の砂、礫及び泥からなる沖積層が分布しています。

(3) 気象

本町は、関東平野の中央部に位置するため、典型的な太平洋岸式気候であり、冬は乾燥した北風あるいは北西風が吹きやすくなっています。平均気温はこれまで15℃前後で推移してきましたが、2023（令和5）年以降は16℃台と上昇しています。

風況は、県の中では穏やかで、風向きが分かるくらいに煙がたなびく程度(0.3m/s～1.5m/s)です。年間平均は1.4～1.6m/s程度となっています。

降水量は比較的少ない地域ですが、2019（令和元）年と2022（令和4）年、2024（令和6）年には年間降水量1,500mm以上を観測しており、また、2019（令和元）年と2022（令和4）年で日最大降水量が300mmを超えるなど、過去の趨勢とは異なる状況が生じています。

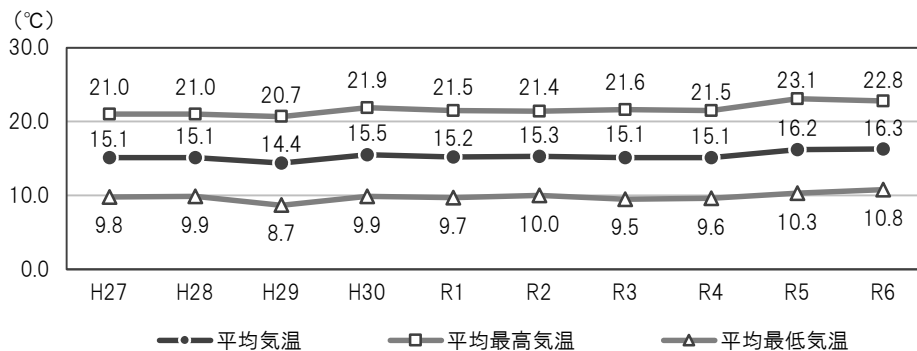


図2-2 気温

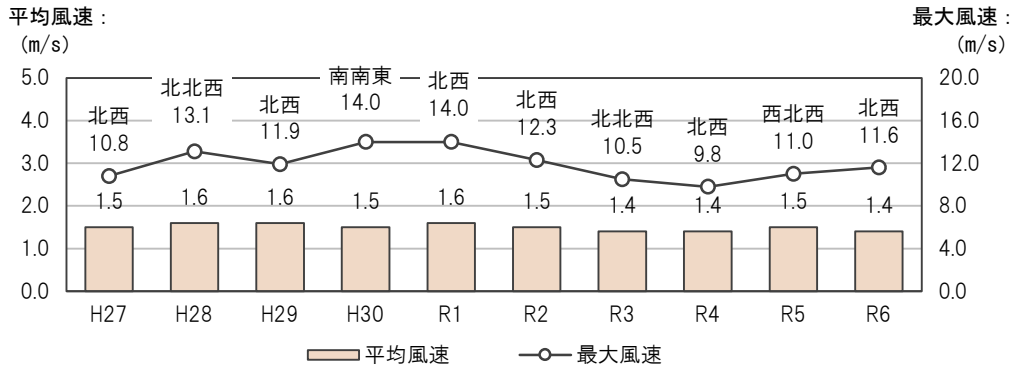


図2-3 風速

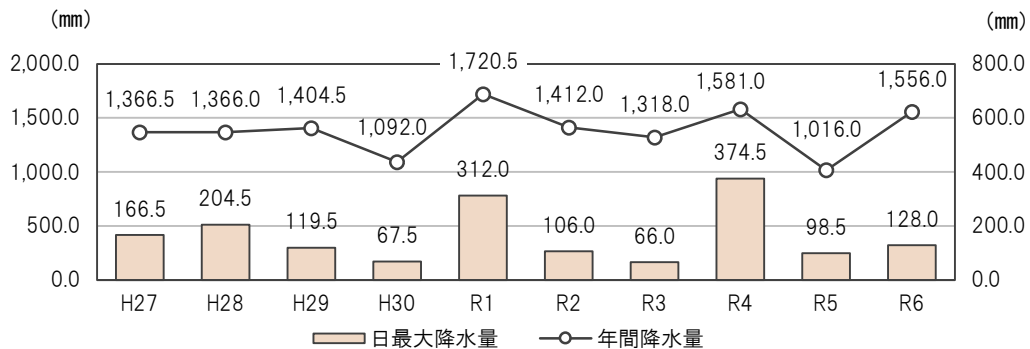


図2-4 降水量

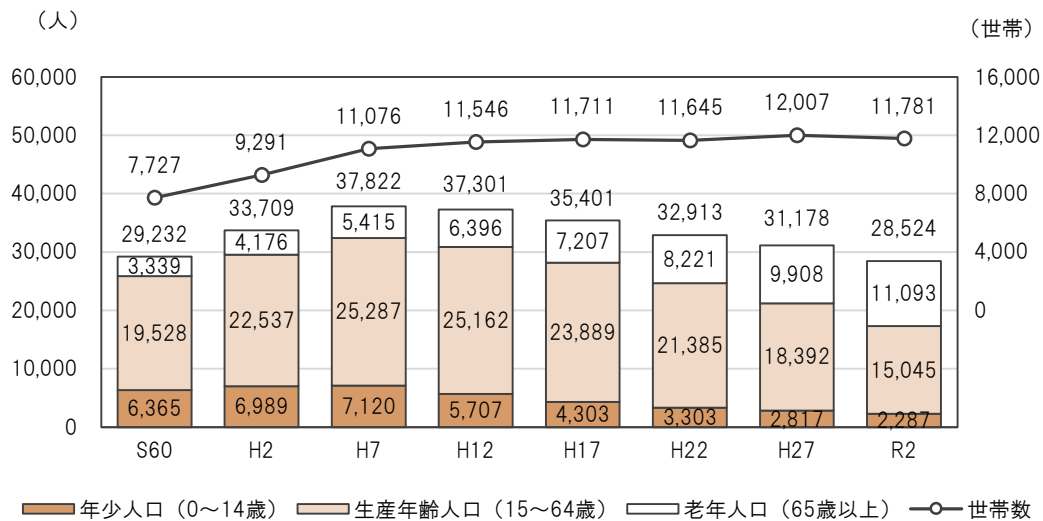
資料：気象庁「過去の気象データ 年ごとの値及び月ごとの値 主要要素」（鳩山地域気象観測所）

2. 社会特性

(1) 人口等の状況

国勢調査による本町の人口は、1995（平成7）年の37,822人をピークに減少に転じ、2020（令和2）年時点では28,524人となっています。年齢3区分別の人口推移では、年少人口と生産年齢人口が減少する一方で老年人口が増加しており、高齢化率が上昇しています。

また、世帯数は増加傾向が続いており、2020（令和2）年時点では11,781世帯、1世帯あたりの人数は2.4人となっています。なお、1世帯あたりの人員は、1985（昭和60）年以降、減少し続けており、本町における核家族化や高齢者単身世帯の増加などが、その背景にあると言えます。



注）総人口は年齢不詳の人口を含むため、年齢別人口の合計と一致しません。

資料：国勢調査（各年10月1日）

図2-5 人口・世帯の推移

次に、本町の昼夜間人口比率（夜間人口（町の在住人口）100人に対する昼間人口（通勤や通学によって増減した人口）を指す。）をみると、各年とも流出超過となっていますが、2005（平成17）年をピークに昼間人口比率が増加傾向となっています。これは、町内での就業や就学者の増加による影響も考えられますが、高齢者の増加による未就業人口の増加などが影響していることが大きな要因として考えられます。

表2-1 昼夜間人口比率

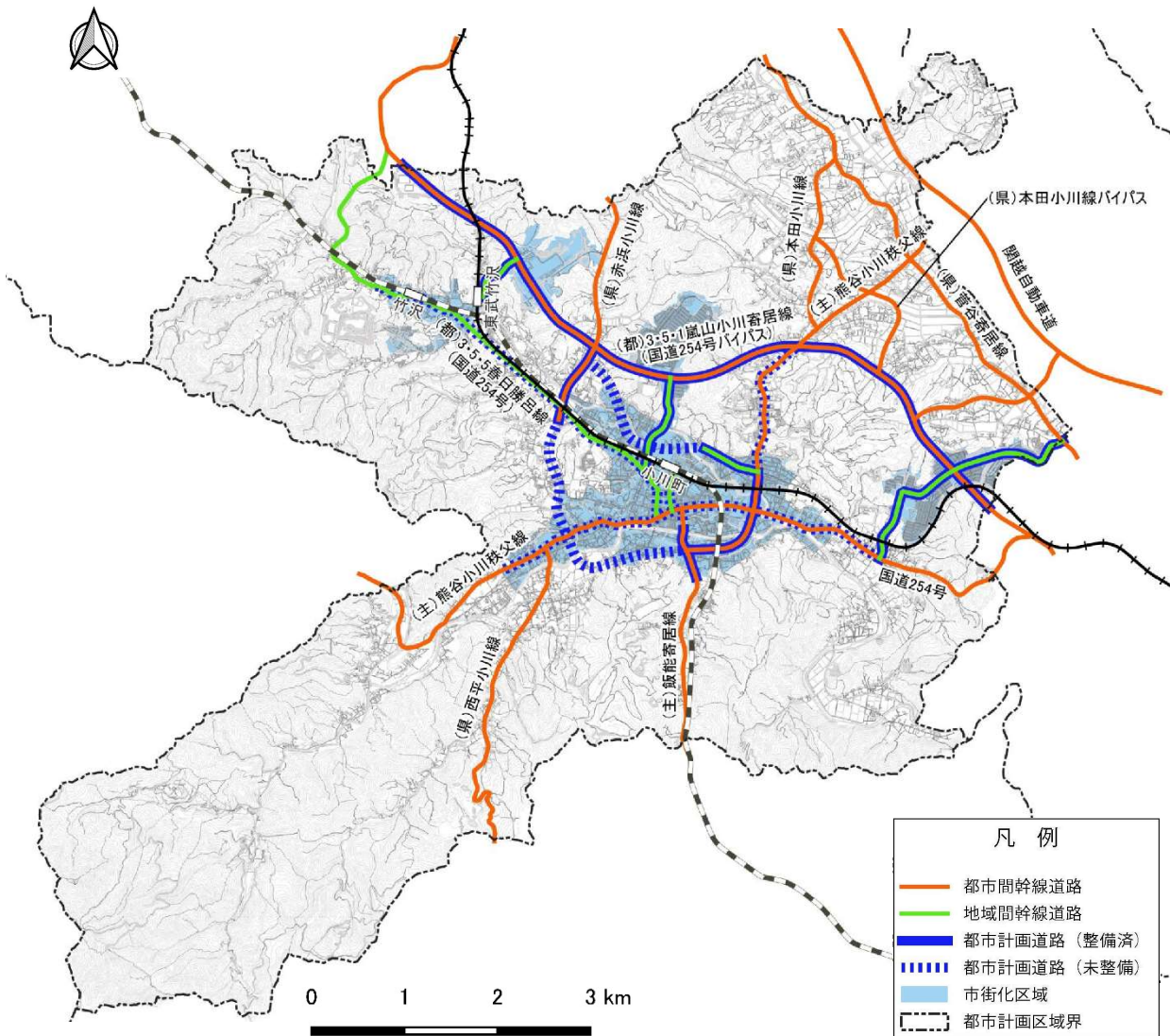
年次	昼夜間人口比率
平成2年	84.8%
平成7年	81.3%
平成12年	79.0%
平成17年	77.5%
平成22年	78.9%
平成27年	82.1%
令和2年	84.7%

資料：国勢調査（各年10月1日）

(2) 交通の状況

本町の主要道路は、町を東西に走る一般国道254号及びそのバイパスをはじめ、主要地方道として熊谷小川秩父線及び飯能寄居線の2路線、一般県道として本田小川線などの5路線があります。また、鉄道は、東武東上線及びJR八高線が通っており、小川町駅、東武竹沢駅及び竹沢駅の3駅があります。

なお、本町の主要河川に架かる橋りょうは、槻川には切通橋や大河橋、馬橋をはじめとした15橋、兜川には兜川橋や下八幡橋をはじめとした25橋、館川には兔飼戸橋や落合橋など9橋、市野川には市野川橋など13橋、新川には高橋など13橋が架かっており、耐震性を有しない橋りょうについては、順次、耐震補強工事が進められています。



資料：小川町都市計画基礎調査（基準年 令和2年）

図2-6 主要道路網図

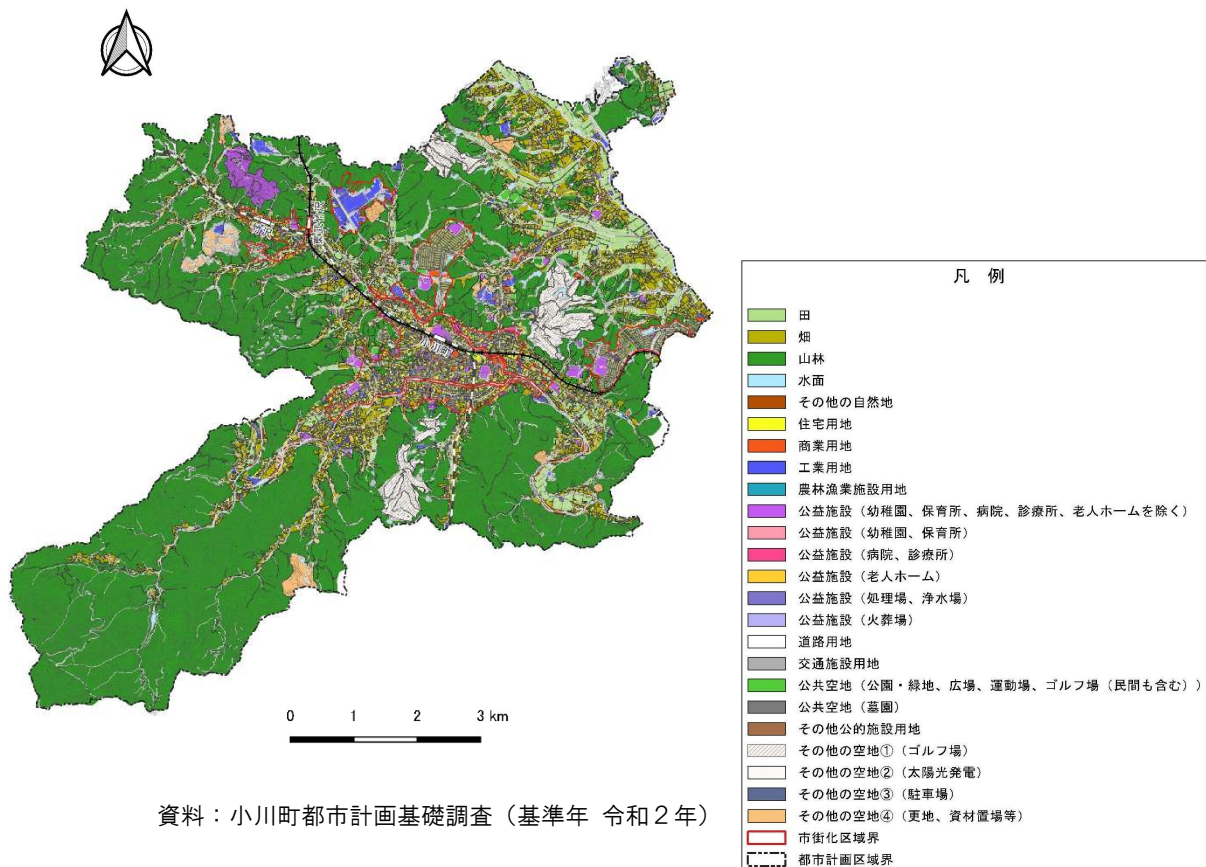
(3) 土地利用の状況

市街化区域は、町の中心部から鉄道沿線に広がり、市街地開発事業区域及び工業団地等を含め約500haとなっています。その他、町土の約9割が市街化調整区域であり、中でも山林が約3,500haと町土全体の半数以上を占めています。

表 2-2 区域区分別土地利用現況

土地利用現況	用途	市街化区域		市街化調整区域	
		ha	%	ha	%
自然的土地利用	農地	49.82	9.0	790.32	14.4
	山林	43.79	7.9	3,539.22	64.6
	水面	9.34	1.7	85.40	1.6
	その他	3.94	0.7	41.10	0.7
都市的土地利用	住宅用地	207.07	37.4	290.09	5.3
	道路用地	84.51	15.3	242.15	4.4
	工業用地	45.26	8.2	53.57	1.0
	その他の空地	26.98	4.9	298.57	5.4
	公益施設用地	37.03	6.7	92.33	1.7
	商業用地	25.82	4.7	17.56	0.3
	公共空地	10.28	1.9	18.73	0.3
	交通施設用地	9.56	1.7	11.98	0.2
農林漁業施設用地	0.00	0.0	1.58	0.0	
合計		553.4	100.0	5,482.6	100.0

資料：小川町都市計画基礎調査（基準年 令和2年）

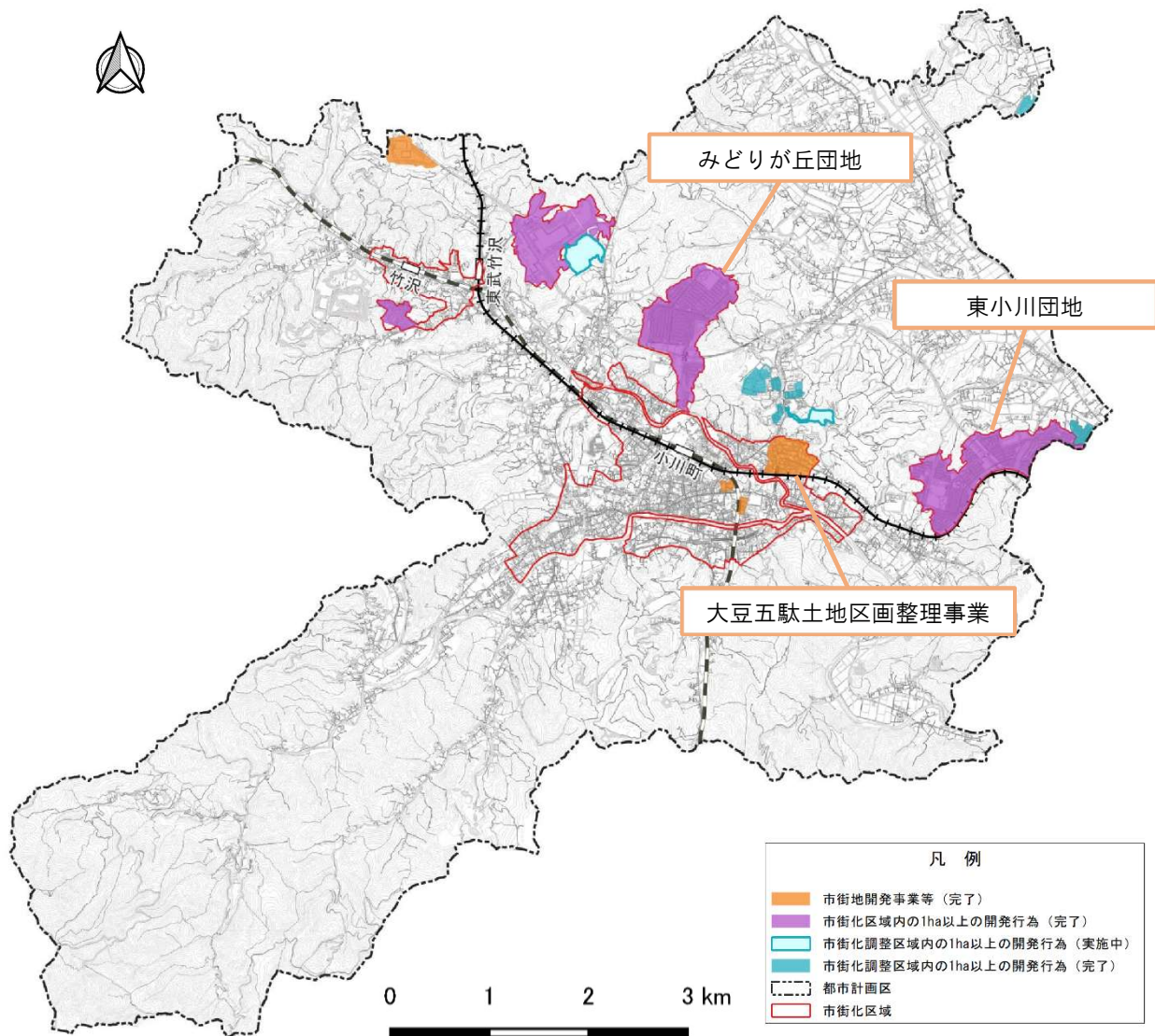


資料：小川町都市計画基礎調査（基準年 令和2年）

図 2-7 土地利用現況図

(4) 市街地開発の状況

市街地開発事業はこれまでに町内で 17 事業が実施されており、16 事業で完了しています。そのうち、10ha 以上の住宅系用途を中心とする市街地整備事業は3地区あります。東小川団地（約 68ha）及びみどりが丘団地（約 65ha）は一戸建を中心とし、昭和 50 年代に首都圏の住宅需要を支える大規模な住宅団地として開発されています。その他、昭和 50 年代に実施された大豆五駄土地区画整理事業（約 15ha）があります。

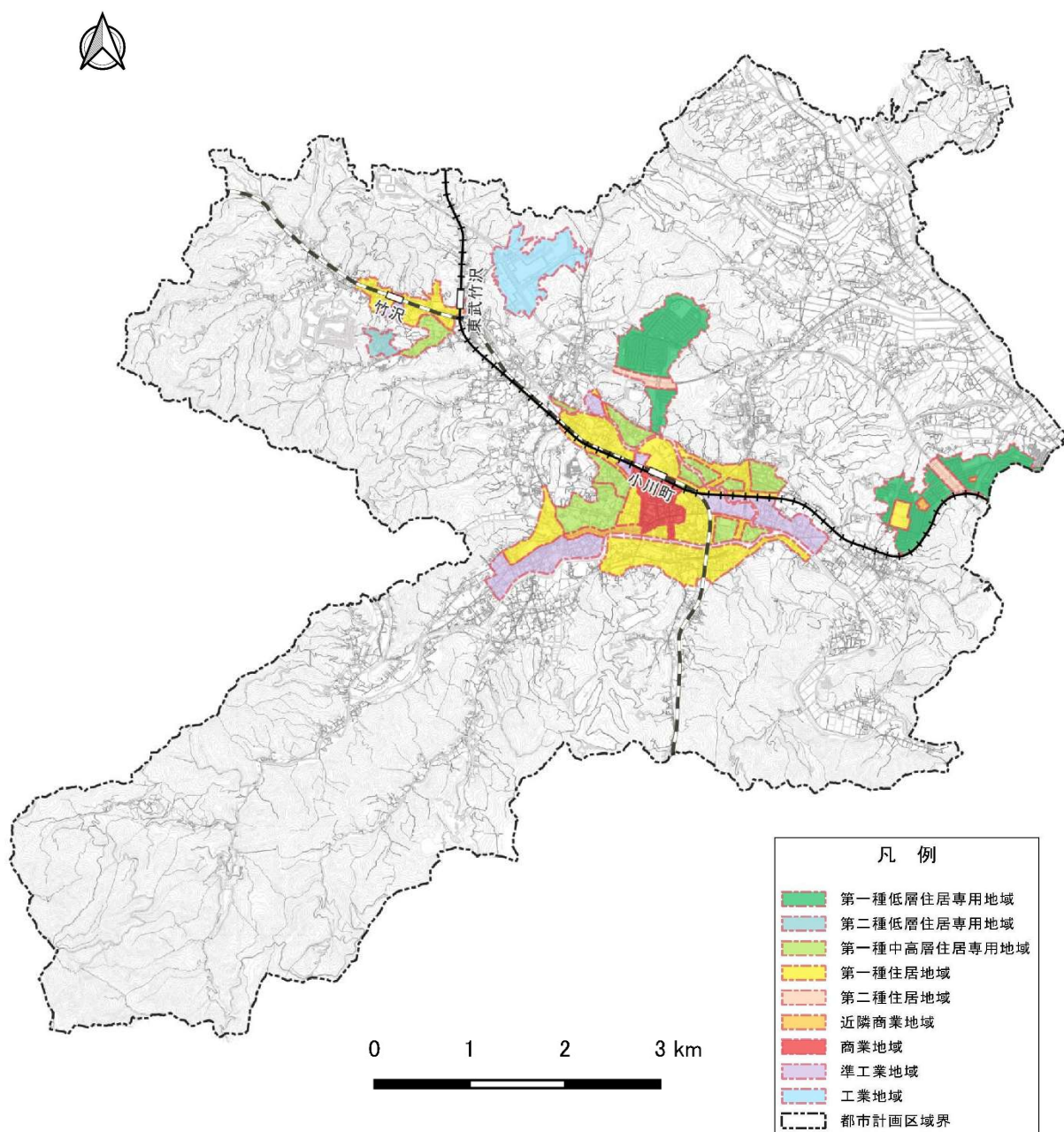


資料：小川町都市計画基礎調査（基準年 令和2年）

図 2-8 市街地開発事業図

(5) 用途地域の指定状況

市街化区域内の用途地域は、中心市街地である東武東上線小川町駅周辺では商業地域を中心としてその周辺地域には第一種住居地域と第一種中高層住居専用地域、準工業地域が広がっています。また、八高線竹沢駅周辺では、第一種住居地域と第一種中高層住居専用地域、準工業地域が広がっています。その他、市街地開発事業の区域は主に第一種低層住居専用地域、本田技研工業等が立地するひばり台2丁目は工業地域となっています。



資料：国土数値情報

図2-9 用途地域指定図

(6) 公園緑地の状況

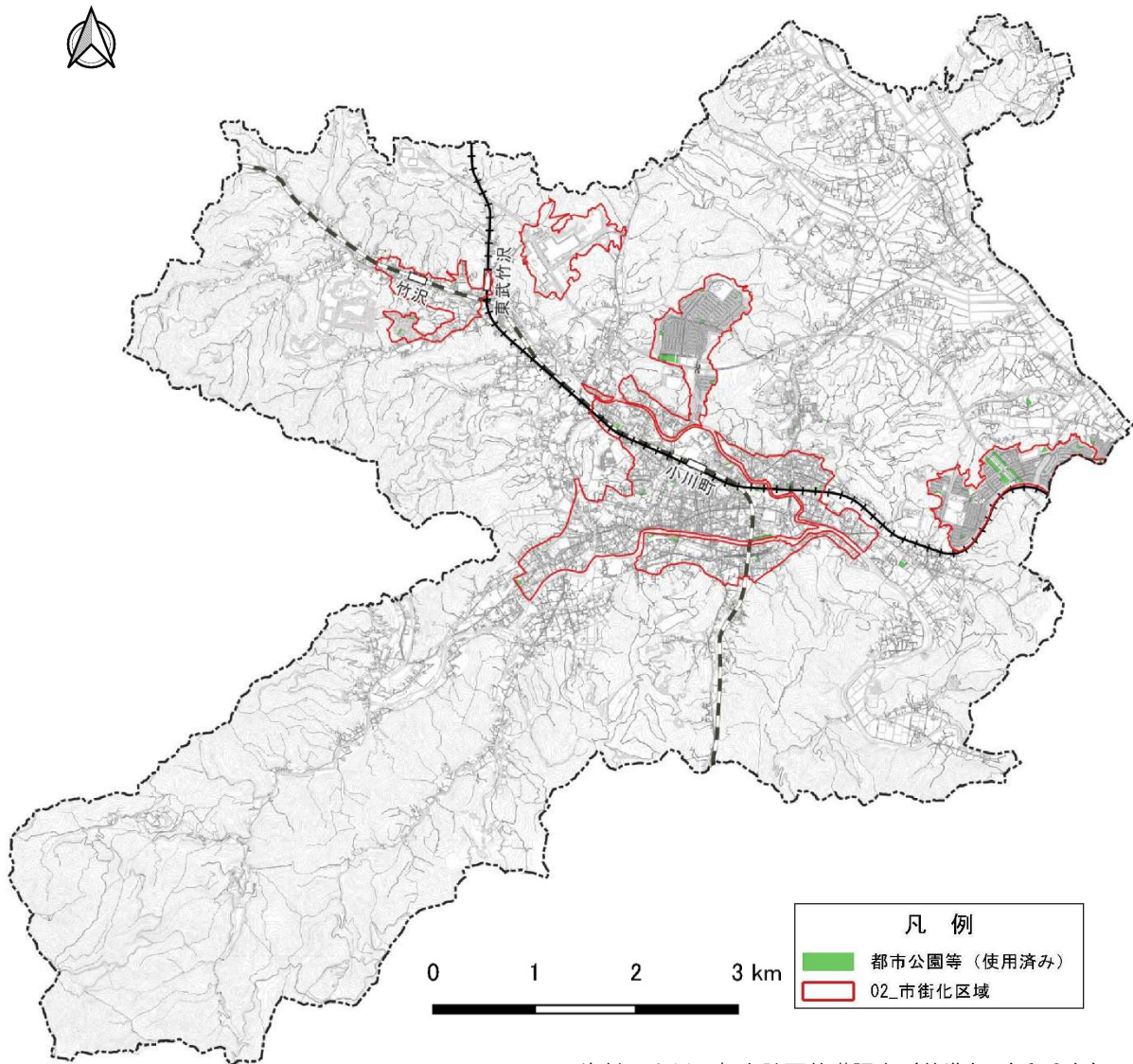
現在、本町が管理する都市公園は 59 公園で、一人あたりの都市公園面積は 3.85 ㎡となっています。公園種別では、街区公園が 54 公園、近隣公園が 3 公園、緑地が 2 公園であり、総合公園や運動公園といった大規模な公園はない状況です。

表 2-3 都市公園整備状況

管理対象都市公園数	管理対象都市公園面積	1人あたり都市公園面積
59	10.52ha	3.85㎡

※2025（令和7）年3月末時点

資料：小川町公園施設長寿命化計画書



資料：小川町都市計画基礎調査（基準年 令和2年）

図 2-10 公園緑地図

3. 災害リスク等

(1) 土砂災害

本町は高度差が820mあり、その中に山地や丘陵、台地、低地などの様々な地形が存在しています。特に、山地は最高峰の堂平山(876m)を頂点として、東南は仙元山へ、西は官ノ倉山へと連なっており、これらはチャート等の古い岩石や地層により形成されています。

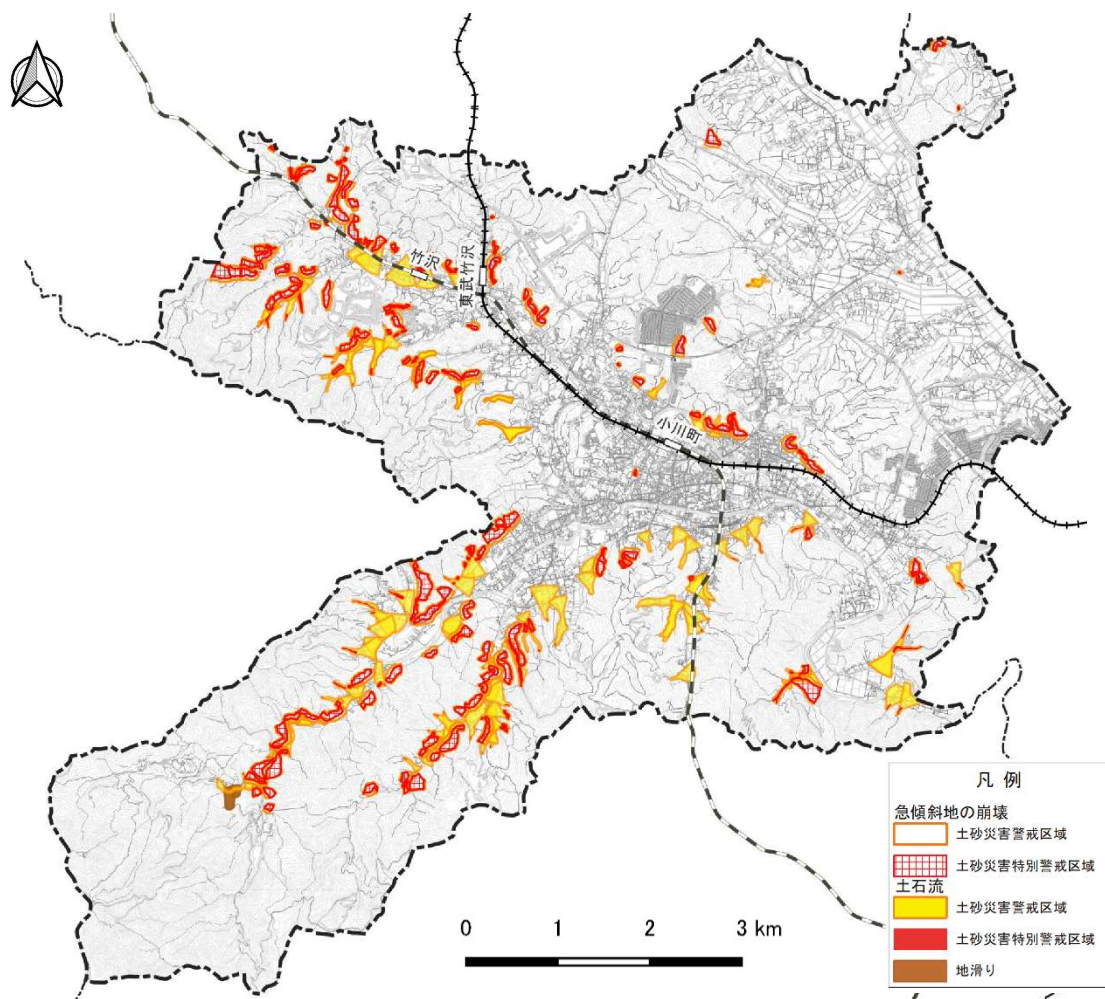
本町では、これら山地における土砂災害等から町民等の生命や財産を守るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)」(以下、「土砂災害防止法」という。)に基づき、次のとおり、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されています。

表 2-4 土砂災害警戒区域等指定数(令和6年3月現在)

土石流	急傾斜地の崩壊	地すべり	合計
107 (77)	153 (44)	1 (0)	261 (121)

注) () 内は、土砂災害特別警戒区域指定数

資料：小川町地域防災計画令和6年2月



資料：小川町ハザードマップ令和2年5月版

図 2-5 土砂災害(特別)警戒区域

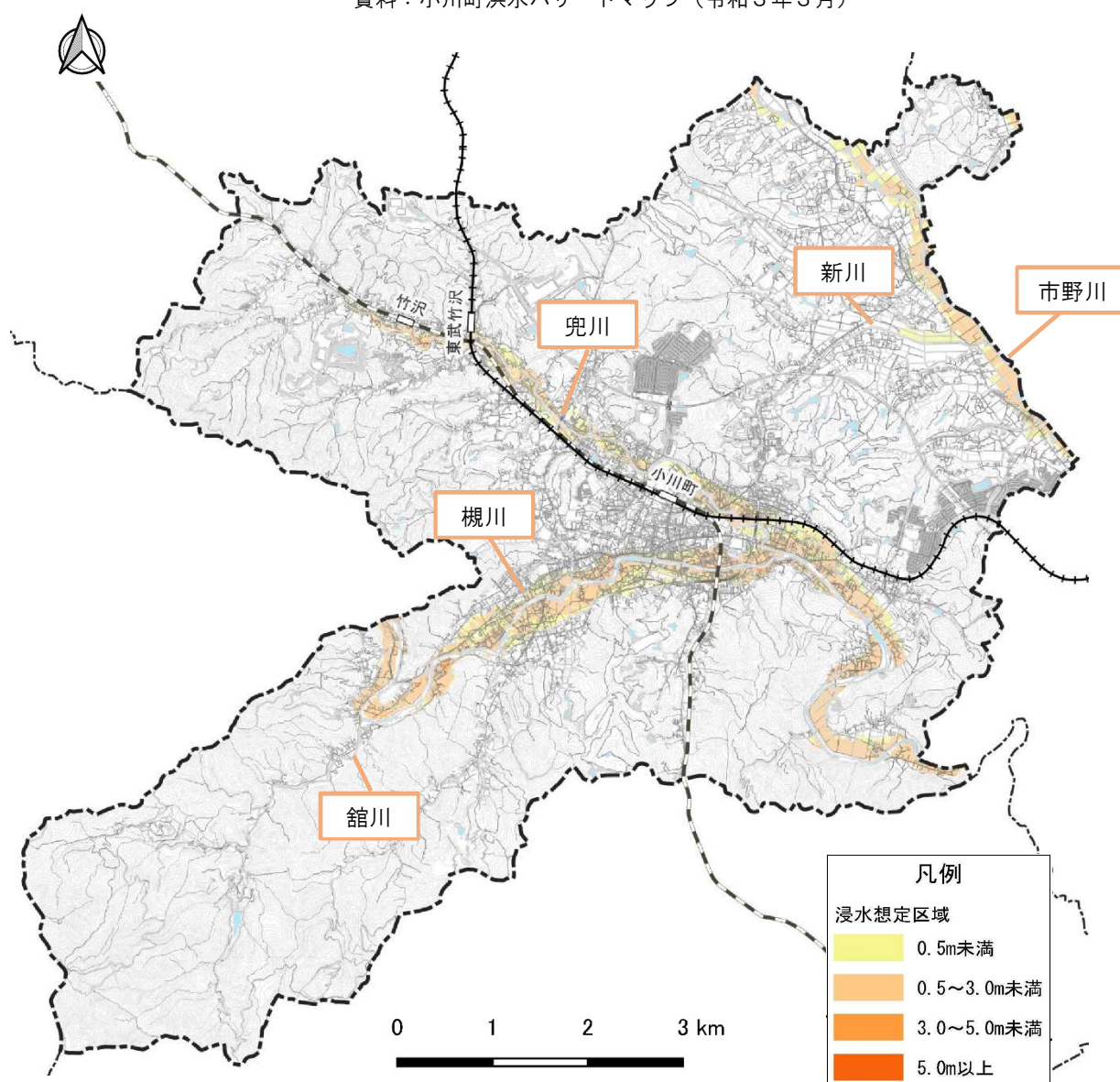
(2) 浸水想定

2020（令和2）年に埼玉県が公表した水害リスク情報図によると、主に槻川・兜川・市野川・新川沿いでの浸水が予測されており、浸水の深さは0.5～3.0m未滿が多く、槻川・矢の口川合流地点では浸水深5.0m以上の予測もされています。

表 2-5 想定降雨（想定最大規模）

荒川水系入間川流域 （槻川・兜川・館川）	荒川水系市野川流域 （市野川・新川）
3日間総雨量 740 mm	2日間総雨量 819 mm

資料：小川町洪水ハザードマップ（令和3年3月）



資料：小川町洪水ハザードマップ（令和3年3月）

図 2-6 浸水想定区域

コラム

令和元年東日本台風は、2019（令和元）年10月12日の昼頃から北北東に進路を変え、午後7時前には大型で強い勢力のまま伊豆半島に上陸しました。その後も台風は北北東に進み、夜遅くには県南東部から東北地方を通過し、13日未明に福島県沖に達しました。

この台風の影響で、静岡県や新潟県、関東甲信、東北地方を中心に広い範囲で記録的な大雨となりました。本町においても、24時間雨量が476mmを記録し、槻川沿いの護岸崩落や水路阻害、流木、林道崩落、土砂崩れ、建物への床上・床下浸水、道路冠水、農業被害など、大きな被害となりました。

東日本台風による本町の被害状況は、以下のとおりです。

表 2-6 令和元年東日本台風による主な被害状況

項目	被害状況
人的被害	中等症：1人
住家被害	半壊：13棟 一部損壊（準半壊）：10棟、一部損壊（10%未満）：46棟 計：69棟（うち、床上浸水29棟、床下浸水27棟）
住家以外の被害	物置・倉庫：38件、工場・作業所：7件 店舗・事務所：8件、自動車：13件、その他：45件
道路、水路、河川などの被害	道路、水路、河川など：239件 山林土砂崩れ：13件
農林業被害	農業施設被害：59件、農産物被害：14ha 林業被害（林道）：58件

資料：小川町地域防災計画令和6年2月



槻川（下小川地内）



森林管理道天久線（腰越地内）



安戸橋付近（腰越地内）



大寺橋付近（下小川地内）

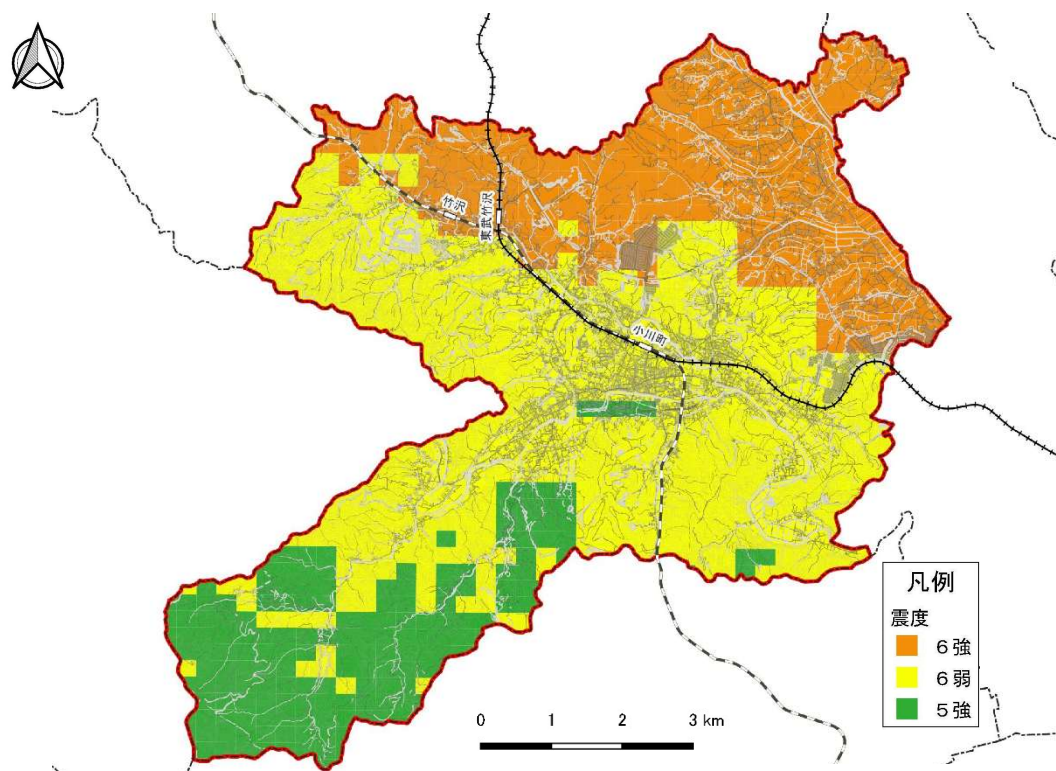
(3) 埼玉県地震被害想定

東日本大震災の経験を踏まえ首都直下型地震に備えるべく、埼玉県が2014（平成26）年3月に公表した本町の地震被害想定は以下のとおりとなっています。

表2-7 埼玉県地震被害想定調査における小川町の被害想定結果

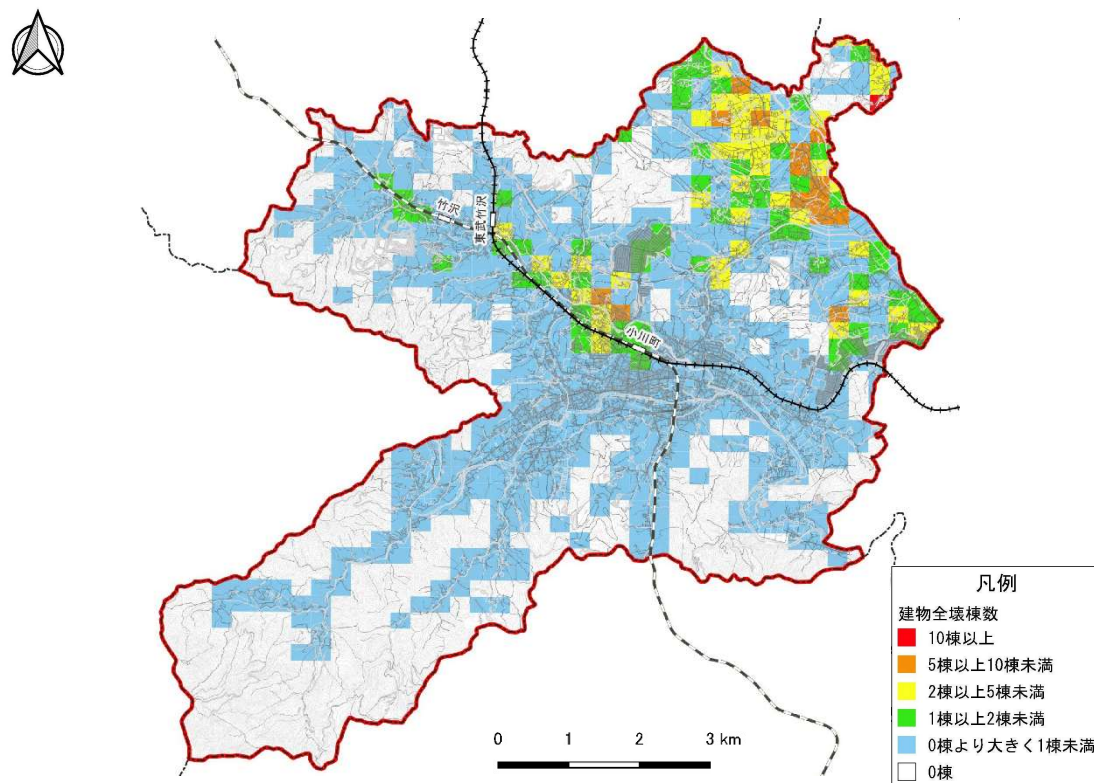
想定項目	東京湾 北部 地震	茨城県 南部 地震	元禄型 関東 地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震					
				破壊開始点			破壊開始点					
				(北)	(中央)	(南)	(北)	(南)				
最大震度	5弱	5弱	5弱	6強	7	7	5強	5強				
液状化可能性(%)	0	0	0	0	0	0	0	0				
急傾斜地の崩壊	ランクA (斜面被害の危険性が高い)	0	0	0	39	30	34	0	0			
	ランクB (斜面被害の危険性がやや高い)	0	0	0	17	25	21	0	0			
	ランクC (斜面被害の危険性が低い)	96	96	96	40	41	41	96	96			
建物被害	全壊数(棟) (揺れ+液状化+急 傾斜地+火災)	冬 5時	0	0	0	546	412	356	0	0		
		夏 12時	0	0	0	551	417	361	0	0		
		冬 18時	0	0	0	586	453	376	1	1		
	半壊数(棟) (揺れ+液状化+急傾斜地)	0	0	0	958	838	875	0	0			
屋外危険物	ブロック塀倒壊数(箇所)	1	0	0	1,430	1,430	1,486	29	93			
	自動販売機倒壊数(箇所)	0	0	0	14	14	13	0	0			
	落下物発生建物数(棟)	0	0	0	349	251	215	0	0			
人的被害	火災焼失数(棟)	冬 18時	8m/s	0	0	0	45	47	24	1	1	
		死者 (人)	冬 5時	8m/s	0	0	0	36	27	23	0	0
			夏 12時	8m/s	0	0	0	12	9	8	0	0
	負傷者 (人)	冬 18時	8m/s	0	0	0	21	16	14	0	0	
		冬 5時	8m/s	0	0	0	224	186	182	0	0	
		夏 12時	8m/s	0	0	0	141	116	110	0	0	
要救助者 (人)	冬 18時	8m/s	0	0	0	149	124	119	0	0		
	冬 5時	8m/s	0	0	0	96	72	62	0	0		
	夏 12時	8m/s	0	0	0	44	33	29	0	0		
ライフライン	停電率(%)	0	0	0	17.6	13.3	11.5	0	0			
	電話回線不通率(%)	0	0	0	0.6	0.5	0.3	0	0			
	断水人口・1日後(人)	0	0	0	14,831	13,945	12,980	0	0			
	下水道機能支障人口(人)	2	90	2	4,910	4,876	4,778	706	773			
避難者	避難所 避難者 (人)	1日後	0	0	0	810	641	558	1	1		
		1週間後	0	0	0	1,184	1,015	913	1	1		
		1か月後	0	0	0	1,108	953	836	0	0		
	避難所外 避難者 (人)	1日後	0	0	0	540	427	372	0	1		
		1週間後	0	0	0	1,184	1,015	913	1	1		
		1か月後	0	0	0	2,585	2,224	1,950	1	1		
帰宅困難者 (人)	平日 12時	1,873	971	1,666	4,115	4,105	4,115	2,801	2,691			
	休日 12時	2,050	908	1,873	3,702	3,702	3,702	2,596	2,502			

資料：小川町地域防災計画令和6年2月



資料：小川町ハザードマップ令和2年5月版

図 2-7 地表震度分布図（関東平野北西縁断層帯地震）



資料：小川町ハザードマップ令和2年5月版

図 2-8 建物全壊棟数分布図（関東平野北西縁断層帯地震）

(4) 建物の耐震化の状況

2025（令和7）年1月時点の本町の建物総数は22,426棟であり、建築年別をみると、旧耐震基準（1981（昭和56）年以前）の建築物が9,270棟で41.3%、新耐震基準（1982（昭和57）年以降）の建築物が13,156棟で58.7%となっています。

また、「小川町建築物耐震改修促進計画」（2026（令和8）年3月）によると、2025（令和7）年3月現在の住宅耐震化率は90.4%であり、2030（令和12）年までには95.0%にすることをしています。

4. その他

(1) 行政区等の状況

本町には76の行政区があり、小川地区に40行政区、八和田地区に19行政区、大河地区に9行政区、竹沢地区に8行政区があります。

近年、各行政区とも役員等の高齢化やなり手不足が深刻な課題となっています。

また、自主防災組織については年々増加傾向にあり、2025（令和7）年度には60の自主防災組織が設置されています。

表 2-8 自主防災組織の設置数

2022（令和4）年度	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
56 組織	58 組織	59 組織	60 組織

※ 各年4月1日現在

資料：小川町調べ

(2) 消防（分）団の状況

本町の消防団は団本部及び2分団8部で構成され、合計127人が消防団に所属しており、そのうち男性の消防団員は115人、女性の消防団員は12人となっています。（令和8年1月1日現在）

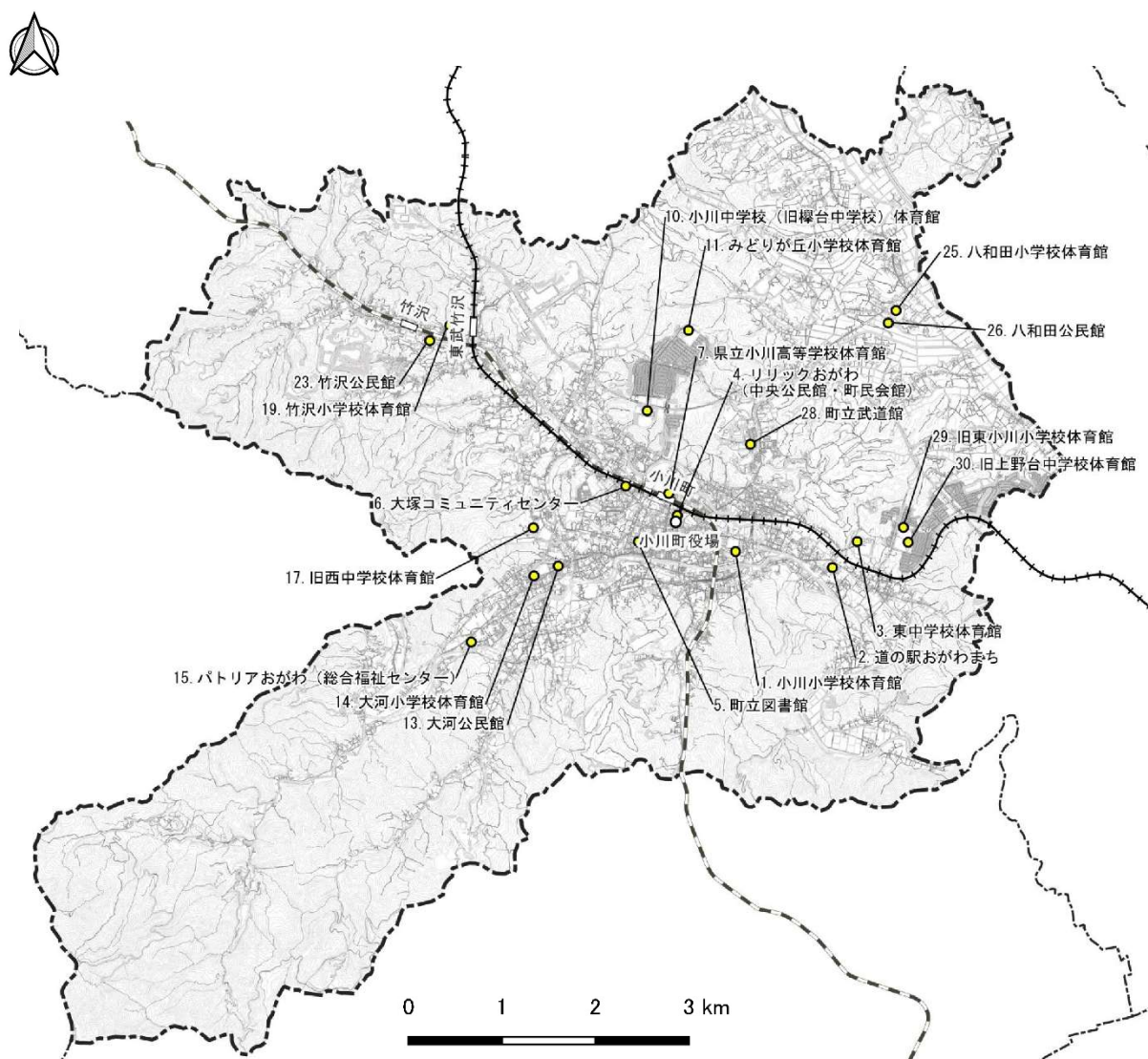
平時には、個々の隊や分団ごとに訓練等を実施しているほか、応急手当等の普及のため町民への啓発活動を実施しています。

行政区同様、団員のなり手不足が深刻で、新規入団者の確保が課題となっています。



(3) 避難場所・避難所

本町には、地震時の避難場所が19箇所、水害等[※]の避難場所が26箇所あります。また、指定避難所は、地震・水害等ともに19箇所あります。地区別の施設数では、中心市街地を含む小川地区が12施設と最も多く、大河地区が5施設と少なくなっています。また、大河地区の西側山間部には避難場所・避難所ともに存在せず、「パトリアおがわ（総合福祉センター）」が最も近い避難場所・避難所となっています。



資料：小川町ハザードマップ令和2年5月版

図2-9 指定避難所位置図

[※] 水害等とは、「小川町地域防災計画（令和6年2月）」より、水害・土砂災害・大規模火災等と定義されている。

表 2-9 指定緊急避難場所・避難所一覧

	施設名	地区	所在地	指定緊急避難場所		指定避難所	
				地震	水害等	地震	水害等
1	小川小学校体育館	小川	小川 377	●	●	●	●
2	道の駅おがわまち	小川	小川 1220-1	●	●	●	●
3	東中学校体育館	小川	小川 1767-1	●	●	●	●
4	リリックおがわ (中央公民館・町民会館)	小川	大塚 55	●	●	●	●
5	町立図書館	小川	大塚 99-1	●	●	●	●
6	大塚コミュニティセンター	小川	大塚 897-1	●	●	●	●
7	県立小川高等学校体育館	小川	大塚 1105	●	●	●	●
8	小川町農村センター	小川	下里 459-1	—	●	—	—
9	下里三区区民センター	小川	下里 1229	—	●	—	—
10	小川中学校(旧樗台中学校) 体育館	小川	角山 1192	●	●	●	●
11	みどりが丘小学校体育館	小川	みどりが丘 4-21-1	●	●	●	●
12	青一公会堂	小川	青山 636-2	—	●	—	—
13	大河公民館	大河	腰越 43	●	●	●	●
14	大河小学校体育館	大河	腰越 209	●	●	●	●
15	パトリアおがわ (総合福祉センター)	大河	腰越 618	●	●	●	●
16	青上集落センター	大河	青山 1266-1	—	●	—	—
17	旧西中学校体育館	大河	増尾 250	●	●	●	●
18	諏訪会館	大河	笠原 229-3	—	●	—	—
19	竹沢小学校体育館	大河	木部 90	●	—	●	—
20	木部区民センター	竹沢	木部 182-1	—	●	—	—
21	深田区民センター	竹沢	勝呂 44-135	—	●	—	—
22	上勝呂会館	竹沢	勝呂 203-4	—	●	—	—
23	竹沢公民館	竹沢	勝呂 799	●	●	●	●
24	木呂子区民センター・公会堂	竹沢	木呂子 356-3	—	●	—	—
25	八和田小学校体育館	八和田	上横田 527	●	—	●	●
26	八和田公民館	八和田	上横田 1776	●	●	●	●
27	中高谷公会堂	八和田	高谷 849-2	—	●	—	—
28	町立武道館	八和田	高谷 2510	—	—	—	●
29	旧東小川小学校体育館	八和田	東小川 2-21-1	●	●	●	●
30	旧上野台中学校体育館	八和田	東小川 2-22-1	●	—	●	●

※指定緊急避難場所…災害が発生したときに、または災害が発生する前に一時的に身の安全を確保するための施設です。

※指定避難所…災害により自宅に戻れなくなった場合、しばらくの間、避難所生活を送ることができる施設です。

5. 本町の地域特性を踏まえた防災課題

本町の地域特性を踏まえた防災上の課題は以下のとおりです。
本計画では、これら課題を認識したうえで、選択と集中のもと各取組を推進していきます。

表 2-10 地域特性を踏まえた防災課題

現状	課題
日最大降雨量の推移の変化 (突発的降雨量の増加)	・突発的なゲリラ豪雨への対策の強化
高齢化の進行(高齢者の増加) 世帯数の増加 (核家族化、高齢単身世帯の増加)	・地域コミュニティの強化 ・共助による避難体制の構築 ・町民同士による防災訓練の慣例化
山林の割合が町土の半分以上	・土砂災害への対策の強化 ・孤立集落を生じない対策の強化 ・孤立集落が生じたとしても物資等の輸送が可能な体制づくり
中心市街地における商業地域の形成 工業団地の立地	・事業所における事業継続計画(BCP)の策定 ・災害時協定の締結・推進
大規模公園を有していない	・公園、オープンスペース、グラウンド等での防災機能の強化
各河川(槻川・兜川・市野川・新川)沿いで の浸水予測	・浸水への対策の強化 ・浸水区域内に居住する町民への認識の徹底 ・降雨時の早期避難の重要性に関する普及啓発
首都直下型地震の発生 建物耐震化率 90.4%	・町民への被害想定周知徹底 ・耐震改修の必要性に関する周知、耐震化率の向上 ・ブロック塀の倒壊による人的被害の危険性等に関する周知強化 ・家具転倒防止、備蓄の重要性等に関する周知啓発 ・避難方法、避難場所の周知 ・上記周知を行うための防災意識の向上に資する取組の強化
行政区加入率の低下、行政区役員の高齢化	・行政区活動の活性化、加入率の向上(役員負担の軽減等) ・地区防災計画の策定、自主防災組織の設置数の増加 ・地域コミュニティの強化【再掲】 ・顔の見える関係づくりの構築
消防団員の減少、女性消防団員が少ない	・消防団及び女性消防団員の重要性に関する周知強化 ・消防団員の増加に資する取組の強化 (活動内容の周知強化や団員へのインセンティブ等)
避難所までの移動距離が長い(山間部集落)	・山間部集落における公助・共助による避難方法、移動手段の周知徹底、避難訓練の慣例化

第3章 第1期計画の評価

本町では、2022（令和4）年3月に「小川町国土強靱化地域計画（令和4年3月）」を策定し、地域強靱化に資する各種取組を進めてきました。

本章では、これら取組の4年間の進捗状況や実施状況についてとりまとめるとともに、本町の地域特性を踏まえて、今後、強化・充実すべき取組等について整理します。

1. 重要業績評価指標（KPI）の検証

第1期計画では、設定した8つの事前に備えるべき目標ごとにとりまとめるための重要業績評価指標（KPI）を設定しています。

各重要業績指標（KPI）の達成状況等は以下のとおりです。

目標1 被害の発生抑制により人命を保護する

○：達成、△：未達だが改善、×：変化なしまたは悪化

重要業績評価指標（KPI）	基準値 R3年度	目標値 R7年度	実績値 R7年度	達成 状況
住宅耐震化率	78.6%	95.0%	90.4% ^{※2}	△
消防団員の定数に対する充足率	93.8%	96.0%	97.7% ^{※2}	○
自主防災組織結成率	69.7%	73.0%	78.9% ^{※1}	○
出前講座等による普及啓発回数	2回	期間累計20回	期間累計40回 ^{※1}	○

※1は令和6年度の実績値。※2は令和7年度末予想値。

目標2 救助・救急・医療活動により人命を保護する

○：達成、△：未達だが改善、×：変化なしまたは悪化

重要業績評価指標（KPI）	基準値 R3年度	目標値 R7年度	実績値 R7年度	達成 状況
地域福祉委員数	120人	180人	172人 ^{※2}	△
行政区・自治会（自治組織）加入率	85.9%	90.0%	83.5% ^{※1}	×
AED設置施設数	26箇所	40箇所	26箇所 ^{※2}	×

※1は令和6年度の実績値。※2は令和7年度末予想値。

目標3 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する

○：達成、△：未達だが改善、×：変化なしまたは悪化

重要業績評価指標（KPI）	基準値 R3年度	目標値 R7年度	実績値 R7年度	達成 状況
空き家率（空き家÷町内住宅数）	15.7%	10.0%	14.4% ^{※3}	△
主な避難所等公衆無線LAN整備施設数	7箇所	9箇所	8箇所 ^{※2}	△
行政情報重要回線の二重化率（情報系）	66%	100%	100% ^{※2}	○
橋りょう耐震工事実施数	2橋	3橋	3橋 ^{※1}	○
橋りょう修繕工事実施数	25橋	35橋	32橋 ^{※1}	△

※1は令和6年度の実績値。※2は令和7年度末予想値。※3は令和5年住宅土地統計調査によるもの。

目標4 必要不可欠な行政機能を確保する

○：達成、△：未達だが改善、×：変化なしまたは悪化

重要業績評価指標（KPI）	基準値 R3年度	目標値 R7年度	実績値 R7年度	達成 状況
ウルトラ防犯パトロール隊数	40 団体	43 団体	36 団体 ^{※2}	×

※1は令和6年度の実績値。※2は令和7年度末予想値。

目標5 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する

○：達成、△：未達だが改善、×：変化なしまたは悪化

重要業績評価指標（KPI）	基準値 R3年度	目標値 R7年度	実績値 R7年度	達成 状況
配水管更新延長	1.24km	2.60km	1.09 km ^{※1}	△
備蓄食料数	16,954 食	25,700 食	29,238 食 ^{※1}	○
下水道（污水）整備達成率	93.9%	97.7%	97.7% ^{※1}	○
公共施設への太陽光発電設置件数	9 件	10 件	10 件 ^{※2}	○

※1は令和6年度の実績値。※2は令和7年度末予想値。

目標6 経済活動の機能を維持する

○：達成、△：未達だが改善、×：変化なしまたは悪化

重要業績評価指標（KPI）	基準値 R3年度	目標値 R7年度	実績値 R7年度	達成 状況
多面的機能支払交付金活動組織数	14 団体	15 団体	15 団体 ^{※2}	○
認定農業者数	57 人	60 人	50 人 ^{※1}	×

※1は令和6年度の実績値。※2は令和7年度末予想値。

目標7 二次災害を発生させない

○：達成、△：未達だが改善、×：変化なしまたは悪化

重要業績評価指標（KPI）	基準値 R3年度	目標値 R7年度	実績値 R7年度	達成 状況
防災対策を実施した農業用ため池数	0 箇所	2 箇所	3 箇所 ^{※2}	○

※1は令和6年度の実績値。※2は令和7年度末予想値。

目標8 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする

○：達成、△：未達だが改善、×：変化なしまたは悪化

重要業績評価指標（KPI）	基準値 R3年度	目標値 R7年度	実績値 R7年度	達成 状況
小川町地籍調査実施計画（実施率）	70.80%	78.59%	75.80% ^{※1}	△

※1は令和6年度の実績値。※2は令和7年度末予想値。

第1期計画では、事前に備えるべき8つの目標に対して、21のKPIを設定しました。そのうち、橋りょう耐震工事実施数や下水道（污水）整備達成率など10項目について達成し、住宅耐震化率や地域福祉委員数など7項目については未達ではあるものの改善傾向にあります。

変化なしまたは悪化した指標は4項目あり、行政区・自治会（自治組織）加入率やAED設置施設数、認定農業者数などが該当します。

これら未達成のものについては、本計画における取組課題として、計画期間中での達成を目指していく必要があります。

2. 第1期計画の取組状況の整理

以下に、第1期計画で設定した「8つの事前に備えるべき目標」に対する各種取組の状況と、4年間の取組から見えた今後の課題について整理します。

(1) 第1期計画目標1：被害の発生抑制により人命を保護する

表3-1 第1期計画目標1の主な施策と取組

主な施策	主な取組
消防力等の発揮による被害の発生抑制・軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団詰所等の維持管理による消防力の強化 ・負担金による消防車両・資機材等の更新
災害に強いまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・消火栓・防火水槽の修繕工事の実施 ・防災講座による防災意識の向上 ・資機材購入補助金を通じて物資の支援 ・公園の適正な管理による避難場所の確保 ・林道橋の修繕、定期点検の実施 ・法面保護工事の実施
公共建築物の災害対応力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎の防災機能の向上（消防設備の改修、受電設備等のインフラ整備）
治水施設の整備・減災に向けた取組の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ため池防災工事の実施 ・防災講座による防災意識の向上【再掲】
町民の初動体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・防災講座による防災意識の向上【再掲】
土砂災害等の被害防止に向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・防災講座による防災意識の向上【再掲】 ・森の担い手確保を目的としたチェーンソー講習の実施
自助と共助による地域単位の防災力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・資機材購入補助金を通じて物資の支援【再掲】
災害情報の共有と町民への適切な提供	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供ツールの多様化 ・おがわ情報メール登録者の増加に向けた広報周知
防災知識の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・防災講座による防災意識の向上【再掲】 ・多様な情報伝達手段による情報提供の実施

< 4年間の取組から見えた今後の課題 >

第1期計画では、災害時の被害の抑制・軽減を図るため、消防力の強化に努めるとともに災害が起きても壊れにくい強いまちづくりを進めてきました。また、町民の初動体制の強化や防災意識の向上を図るため、継続的な防災講座を実施するとともに災害時の情報伝達を確実にするための情報手段の多様化に努めてきました。

しかしながら、消防団については若年層の減少や働き方の多様化、自主防災組織については高齢化が進んだことなどにより、人員の確保が難しくなっています。また、消防施設や防災拠点を含む多くの公共建築物で老朽化が進んできていることから、建物の計画的な修繕・更新対策を進めるとともに防災設備等の計画的な更新による防災力の向上を図っていくことが必要です。さらに、町民に対する防災意識の向上を図るため、防災講座の充実と継続的な実施が必要と考えられます。

(2) 第1期計画目標2：救助・救急・医療活動により人命を保護する

表3-2 第1期計画目標2の主な施策と取組

主な施策	主な取組
受援体制の整備	・小川町受援計画の策定
災害時医療体制の確保	・比企医師会との協定内容の見直しやマニュアル作成に向けた協議の実施、災害医療コーディネーターの指定 ・医療・衛生用品の備蓄の充実
必要な医療の確保	・小川薬剤師会及び東松山薬剤師会との「災害時の医療救護活動に関する協定書」の締結 ・比企都市歯科医師会との「災害時の歯科医療救護活動に関する協定」締結
安全な水の早期供給再開と施設の災害対応力の強化	・埼玉県企業局との連携協定の締結、青山浄水場の更新を含めた水道事業の方向性について協議 ・小川町上下水道耐震化計画の策定
市街地等で発生する下水等の適切な処理と施設の災害対応力の強化	・「下水道事業業務継続計画」の修正・運用、計画に基づく訓練の実施 ・「小川町公共下水道（第2期）ストックマネジメント計画」及び「小川町農業集落排水処理区域最適整備構想」に基づく下水道施設及び農業集落排水処理施設の老朽化対策及び計画的な設備の更新 ・合併処理浄化槽の補助金制度の周知による普及促進
自助と共助による地域単位の防災力の向上	・外国語による災害情報発信のあり方の検討 ・自主防災組織の設置促進

< 4年間の取組から見た今後の課題 >

本4年間では、受援体制を整備するため「小川町受援計画」を策定するとともに、医療関係団体等との災害時の医療活動・体制に係る協定の締結や災害医療コーディネーターの指定等を行ってきました。また、埼玉県企業局との連携協定の締結により、青山浄水場の更新を含めた水道事業の方向性に関する協議を進めるとともに、2024（令和6）年度に「小川町上下水道耐震化計画」を策定し、2029（令和11）年度までの耐震確保のための具体的な取組を定めました。その他、「小川町公共下水道（第2期）ストックマネジメント計画」及び「小川町農業集落排水処理区域最適整備構想」に基づく下水道施設及び農業集落排水処理施設の老朽化対策及び計画的な設備の更新を進めるとともに、多文化共生社会の観点から、災害時の自助・共助の防災力の向上に向けた外国語による災害情報の発信方法等について検討を行ってきました。

今後は、「小川町受援計画」の効果的な運用に向けた図上訓練や各種関係団体とのスムーズな連携体制を確保するための共同訓練等を実施するとともに、地域に居住する外国人や高齢者、障害者など多様な人々が参加した防災訓練を実施することで、地域防災力の向上に努めていくことが必要となります。また、医療・衛生用品の備蓄の充実や災害医療コーディネーターとの連携・強化による災害時医療体制の確保についても重要となります。

(3) 第1期計画目標3：交通ネットワーク、情報通信機能を確保する

表3-3 第1期計画目標3の主な施策と取組

主な施策	主な取組
道路ネットワークの整備・通行の確保	・重要度の高い路線の橋りょう耐震補強工事の実施 ・都市計画道路環状1号線の整備工事の実施（県施工）
帰宅困難者対策の強化	・一時滞在施設のための民間企業との協定締結
情報通信体制の強化	・避難所等への公衆無線LANの整備
情報伝達手段の多重化	・ホームページのリニューアル ・SNSを活用した情報発信の強化

< 4年間の取組から見た今後の課題 >

交通ネットワークでは、主に橋りょう耐震補強工事や都市計画道路環状1号線の整備工事を進めてきました。また、鉄道の長期間停止に伴う帰宅困難者対策として、民間事業者や地域の協力のもと一時滞在場所の確保を進めるとともに、情報通信機能の強化では、避難所等への公衆無線LANの開設や多様な手段による情報伝達方法について検討を進めてきました。

今後も、引き続き、橋りょう耐震補強工事や各避難所への公衆無線LANの整備等を進めるとともに、都市計画道路環状1号線の延伸工事を推進していく必要があります。

(4) 第1期計画目標4：必要不可欠な行政機能を確保する

表3-4 第1期計画目標4の主な施策と取組

主な施策	主な取組
公共建築物の災害対応力の向上【再掲】	・庁舎の防災機能の向上（消防設備の改修、受電設備等のインフラ整備）
受援協力体制の強化	・小川町受援計画の策定【再掲】 ・各種団体、学校との災害時の協力等に関する協定締結
総合的な防犯体制の推進	・自主防犯団体を対象とした研修会等の実施 ・空き家の適正管理についての指導

< 4年間の取組から見た今後の課題 >

行政機能の確保の面では、消防設備の改修等庁舎の防災機能の向上を図るとともに、災害時の施設使用に関して民間企業等と協定を締結するなど受援体制の強化を進めてきました。

また、防犯体制の推進では、自主防犯団体との連携や空き家の適正管理を進めてきました。

今後も、引き続き、庁舎をはじめとした公共建築物の防災機能の強化を図るとともに、民間企業等との災害時の協力協定を進めるなど、災害が起きても必要な行政機能が麻痺しない体制づくりを進めていくことが必要です。

また、災害復旧・復興の担い手として、自主防犯団体に対する防災面での活動・育成を進めていくことも重要となります。

(5) 第1期計画目標5：生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する

表 3-5 第1期計画目標5の主な施策と取組

主な施策	主な取組
防災活動拠点の強化	・食料、日用品等の備蓄の充実
道路ネットワークの整備・通行の確保【再掲】	・重要度の高い路線の橋りょう耐震補強工事の実施
民間事業者との協定等による供給体制の強化	・災害時の資機材等の供給協力に関する協定締結（R5） ・停電復旧の連携等に関する基本協定（R4）
次世代自動車の普及・促進	・道の駅おがわまちへの充電ステーションの設置
安全な水の早期供給再開と施設の災害対応力の強化	・県企業局主催の応急給水装置設置訓練への参加 ・非常用給水袋の購入 ・給水管路の更新、機器類の交換工事
市街地等で発生する下水等の適切な処理と施設の災害対応力の強化【再掲】	・「下水道事業業務継続計画」の修正・運用、計画に基づく訓練の実施 ・「小川町公共下水道（第2期）ストックマネジメント計画」及び「小川町農業集落排水処理区域最適整備構想」に基づく下水道施設及び農業集落排水処理施設の老朽化対策及び計画的な設備の更新 ・合併処理浄化槽の補助金制度の周知による普及促進

< 4年間の取組から見た今後の課題 >

防災活動拠点の強化として、食料や日用品等の備蓄を充実するとともに、民間事業者との協定による資機材等の供給体制の強化を進めてきました。また、災害時の電気や上下水道などのライフライン確保のために、電気自動車の充電ステーションの設置や上下水道施設の老朽化対策・計画的な設備の更新などを進めてきました。

備蓄材については、医療・衛生用品と同様、備蓄材の充実に伴い適切な保管場所の確保が課題となっており、今後は、備蓄品全体の整理と適切な保管場所の確保について検討していくことが必要となっています。また、第1期計画では、学校給食センターの設備を利用した災害時の炊き出しについて検討を進める予定でしたが、現在の施設内に設置するスペースの確保が難しい状況であることから、今後、新給食センターの建設と併せて検討を進めていくことが必要となります。

エネルギー供給については、災害時の電気の供給停止を想定し再生可能エネルギーの普及等を促進していく必要があることから、引き続き、町民への啓発活動を行うとともに「小川町公共施設等総合管理計画」を踏まえつつ、公共施設への太陽光発電設備等の設置について検討を進めていく必要があります。また、上下水道施設については、災害時の途絶による町民生活への影響が広範囲に及ぶことが予想されることから、災害が起こっても被害を最小限にとどめるための耐震化・老朽化対策を確実に進めていくことが重要となります。なお、応急給水体制は、現在、給水タンクが1基ありますが、給水車・給水コンテナではなく、災害時には応援団体との連携が必要となることから、平時より関係機関との連携を強化しておくことも重要と考えられます。

(6) 第1期計画目標6：経済活動の機能を維持する

表 3-6 第1期計画目標6の主な施策と取組

主な施策	主な取組
産業を担う人材の確保・育成	・商工会活動を通じた町内産業従事者間の繋がり強化
産業機能の維持	・町内事業者の「業務継続計画（BCP）」の策定支援 ・道の駅おがわまちの情報発信力の強化、一時滞在施設としての機能の充実
平時からの農業生産の確保、産業の創出	・おがわ型農業の機械補助による機械化と効率化の支援 ・創業セミナー等による創業者支援の実施

< 4年間の取組から見た今後の課題 >

災害時の経済活動の機能維持を図るため、町内産業従事者間の連携体制の強化を図るとともに、各事業所の災害時の事業継続に向けた「業務継続計画（BCP）」等の策定支援を行ってきました。また、農業生産を確保するため、おがわ型農業の機械補助による農業の機械化・効率化を進めるなど、地域の生産体制の強化に取り組んできました。

今後も、引き続き、災害時の町内事業者の業務継続を促進するため「業務継続計画（BCP）」等の策定支援を進めるとともに、町内事業者間の連携強化並びに農業生産の省力化等による生産体制の強化を図っていくことが必要となります。

(7) 第1期計画目標7：二次災害を発生させない

表 3-7 第1期計画目標7の主な施策と取組

主な施策	主な取組
治水施設の整備・減災に向けた取組の強化	・準用河川、普通河川の部分的な改修工事の実施
農業用ため池等の防災対策の強化	・ため池防災工事の実施【再掲】
自然を活かした保水・湧水機能確保	・森林の整備（間伐等）・保全
治山施設等の防災対策強化	・治山流路工整備工事の実施 ・法面保護工事
避難所の公衆衛生と生活の質の確保	・避難所生活に必要な物資等の備蓄の充実 ・一時滞在施設のための民間企業との協定締結【再掲】
多様な団体等との連携による支援体制の整備	・小川町受援計画の策定【再掲】

< 4年間の取組から見た今後の課題 >

二次災害の発生を防止するため、河川やため池の改修工事、森林の整備・保全等を進めてきました。また、避難所環境の悪化等による二次災害を防止するため、備蓄の充実、民間企業との協定の締結などを進めてきました。

今後も、引き続き、ハード・ソフトの両面からあらゆる二次災害を想定した取組を強化していくことが重要となります。

(8) 第1期計画目標8：大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする

表3-8 第1期計画目標8の主な施策と取組

主な施策	主な取組
産業を担う人材の確保・育成【再掲】	・商工会活動を通じた町内産業従事者間の連携体制の強化 ・町内雇用を目的とした若者、女性等の就業相談の実施
受援・協力体制の強化	・小川町受援計画の策定【再掲】
地籍調査の実施	・大河地区において、土砂災害警戒区域を優先して実施

< 4年間の取組から見た今後の課題 >

迅速な再建・回復を目的とした取組として、町内産業従事者間の連携体制の強化（再掲）を促進するとともに、災害時の復旧・復興の担い手となる若者等現役世代人口の増加に資する取組を進めてきました。また、被災後の土地の変状に対して迅速に復旧・復興ができるよう地籍調査を進めるとともに災害廃棄物の処理については、埼玉県清掃行政研究協議会や小川地区清掃組合との連携協定を継続するなど連携体制の維持に努めてきました。

今後は、復旧・復興を担う人材の更なる確保を目指して、町内就業者を増やす取組や建設関係団体と連携した人材の育成、庁内技術系職員の技術継承・向上に努めるとともに、引き続き、計画的な地籍調査や災害時の大量のごみを迅速に処理するための広域的な支援体制の連携・構築を図ることで、速やかな復旧・復興に資する体制を強化していくことが必要と考えられます。また、迅速な復旧・復興を進めるため、「事前復興計画」の策定を進めていくことも重要な視点であると言えます。

第4章 強靱化に向けた基本的考え方

1. 想定する災害リスク

本計画では、近年、本町において大きな被害をもたらした風水害（令和元年東日本台風）や、埼玉県地震被害想定において本町に最も被害を及ぼすとされている「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合を主な災害リスクとして想定します。

また、近年、気候変動の影響により激甚化した自然災害が頻発しており、近年の地震、大雨等による全国各地の被害状況なども考慮します。

2. 強靱化に向けた目標

第1期計画では、本町の国土強靱化に向けて以下の4つの基本目標を設定し各種取組を進めてきました。本計画においても、取組の継続性の観点から、原則、第1期計画の基本目標を踏襲し、新たな社会情勢の変化に対応しつつ、さらなる取組の強化・充実を図っていきます。

小川町国土強靱化に向けた4つの基本目標

- 基本目標1 町民の生命を最大限守る
- 基本目標2 地域社会の重要な機能を維持し、生活・経済への影響を減らす
- 基本目標3 町民の財産及び公共施設の被害を減らす
- 基本目標4 迅速な復旧・復興を可能とする備えをする

また、事前に備えるべき目標は、国の新たな基本計画並びに本町の地域特性を踏まえ、以下の6つの目標を設定することとします。

小川町国土強靱化に向けた6つの事前に備えるべき目標

- 目標1 あらゆる災害に対する直接死を最大限防ぐ
- 目標2 災害関連死を最大限防ぐ
- 目標3 必要不可欠な行政機能を確実に確保する
- 目標4 通信、ライフライン、インフラ等の被害を最小限に留め、迅速に復旧する
- 目標5 経済活動を維持する
- 目標6 従前より強靱な姿で復興できるよう準備する

3. リスクシナリオの設定

強靱化に向けた目標を達成するための阻害要因として考えられる様々な事態を、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）として設定します。

本計画では、本町の地域特性を踏まえ、6つの事前に備えるべき目標に対し以下の22のリスクシナリオを設定します。

目標1 あらゆる災害に対する直接死を最大限防ぐ

1-1	建築物等の倒壊により、多数の死傷者が発生する事態
1-2	火災により、多数の死傷者が発生する事態
1-3	突発的・広域的な浸水等による多数の死傷者が発生する事態
1-4	大規模な土砂災害により、多数の死傷者が発生する事態

目標2 災害関連死を最大限防ぐ

2-1	救助・救急活動の絶対的不足により死傷者が発生する事態
2-2	医療機能の麻痺による死者の発生
2-3	避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす被災者の健康状態の悪化による死者の発生
2-4	長期にわたる孤立地域等の同時発生
2-5	災害と感染症の同時発生

目標3 必要不可欠な行政機能を確実に確保する

3-1	町の行政機能が低下する中で、町が担うべき応急業務が大量に発生する事態
-----	------------------------------------

目標4 通信、ライフライン、インフラ等の被害を最小限に留め、迅速に復旧する

4-1	情報通信網の停止により情報の収集・伝達が大幅に遅れる事態
4-2	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
4-3	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
4-4	道路ネットワークの寸断や鉄道停止により物資が大幅に不足する事態

目標5 経済活動を維持する

5-1	サプライチェーンの寸断等による町内事業所の生産性が大幅に低下する事態
5-2	町内産業（農林業・商業・工業・観光）全体の生産力が大幅に低下する事態
5-3	風評被害による町内産業への甚大な被害が生じる事態

目標6 従前より強靱な姿で復興できるよう準備する

6-1	事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
6-2	復旧・復興を支える人材が不足し、復興できなくなる事態
6-3	大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理の停滞により、復興が大幅に遅れる事態
6-4	仮設住宅や仮店舗、仮事業所の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
6-5	文化財や環境的資産の喪失により、本町の文化的価値の継承が途絶える事態

4. 施策分野の設定

リスクシナリオを回避するためには、個々のリスクシナリオごとに、現在の本町の取組において不足しているものを把握し、これを補う新たな施策等を検討する必要があります（脆弱性の評価・分析）。また、個々のリスクシナリオごとの取組（推進方策）が、庁内各部署のどの施策分野と関連しているかを明確にしておくことで、各部署が連携して取組を推進していくことが期待されます。

そのため、本計画では、「小川町第6次総合振興計画」との整合性を考慮し以下の7つの施策分野を設定するとともに、近年の社会動向や国の新たな基本計画を踏まえ、「デジタル技術の活用による防災力の強化」及び「自助・共助による地域防災力の強化」を全分野に関わる横断的分野として位置付けることとします。

表 4-1 施策分野

施策分野	1. 参加と協働	2. 教育・文化	3. 都市基盤
	4. 生活環境	5. 保健・医療・福祉	6. 産業
	7. 行政		
横断的分野	1. デジタル技術の活用による防災力の強化		
	2. 自助・共助による地域防災力の強化		

第5章 ^{ぜいじゃく}脆弱性の評価・分析

1. 脆弱性の評価・分析の方法

脆弱性の評価・分析にあたっては、はじめにリスクシナリオを回避するための施策（事業）群を「プログラム」として整理します。

表 5-1 「リスクシナリオ」と「プログラム」の関係（例）

リスクシナリオ	施策分野				
	保健・医療・福祉	参加と協働	教育・文化	生活環境	・・・
建築物等の倒壊により、多数の死傷者が発生する事態	社会福祉施設の耐震化の促進	消防団・自主防災組織の充実・強化	学校施設の耐震化・長寿命化の推進		
突発的・広域的な浸水による多数の死傷者が発生する事態		洪水・内水ハザードマップの作成		下水道施設の整備の推進	
大規模な土砂災害等により、多数の死傷者が発生する事態			危険区域内の教育施設の移転		
・・・	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> プログラム （リスクシナリオを回避するための施策群） </div>				

次に、各プログラムを構成する個別の施策ごとの課題や進捗状況、リスクシナリオの回避に対する効果等を整理し、現在の施策群によってリスクシナリオの回避が可能であるかを検討します。ここで、現在の施策群だけではリスクシナリオの回避が困難であると判断される場合や、リスクシナリオにプログラムが存在しないなど、防災対策に係る現時点の本町の脆弱な部分を洗い出します。

2. 脆弱性評価の結果

（1）プログラムが存在しないリスクシナリオ

第4章で設定した22のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）のうち、「6-5 文化財や環境的資産の喪失により、本町の文化的価値の継承が途絶える事態」については、現在の町の取組において、施策群が存在しないことが明らかとなりました。

そのため、リスクシナリオに対して新たな施策を検討し、リスクシナリオを回避するためのプログラムを設定する必要があります。

(2) 本町の地域特性を踏まえたリスクシナリオに対する脆弱性評価

本町では、町土の半分以上が山林であることから、土砂災害に対する備えを強化するとともに、災害時の孤立集落を発生させない、または発生したとしても災害関連死を招かない対策を強化しておくことが重要となります。また、町の中心部を流れる兜川・槻川周辺や町の北東部を流れる市野川・新川周辺では、概ね 0.5～3.0m 未満の浸水が予測されている他、槻川・矢の口川合流地点では 5.0m を超える浸水が予測されており、近年の過去に類を見ない全国的なゲリラ豪雨等の発生状況を勘案すると、河川浸水対策の強化や周辺町民の危機管理意識の醸成等、ハード・ソフトの両面からこれまで以上に取組を充実していく必要があります。さらに、消防団員等のなり手の不足や高齢化の進行などにより、復旧・復興を担う人材が不足する事態も考えられるため、平時より災害後の復旧・復興の担い手となる人材の確保・育成に向けた取組に注力していくことも重要と考えられます。

そのため、本町では、主に以下の3つのリスクシナリオに対する取組の拡充等を図るとともに、災害時に果たす共助の重要性を鑑み、横断的分野である「自助・共助による地域防災力の強化」、「デジタル技術の活用による防災力の強化」に資する取組を推進することで、これまで以上に強靱な地域づくりを進めていくことが必要であると考えられます。

表 5-2 本町の地域特性を踏まえ取組の拡充等が必要となるリスクシナリオ

1-3	突発的・広域的な浸水等による多数の死傷者が発生する事態
1-4	大規模な土砂災害により、多数の死傷者が発生する事態
6-2	復旧・復興を支える人材が不足し、復興できなくなる事態

(3) 第1期計画の評価を踏まえた脆弱性評価（強化すべき施策（取組））

第3章で第1期計画の評価を行いました。評価結果を踏まえて、今後、拡充等が必要と考えられる主な推進方策は、以下のとおりです。

表 5-3 現在の取組のうち拡充等が必要と考えられる施策（取組）

現在の施策（取組）のうち強化が必要と考えられるもの	対応するリスクシナリオ
・公共建築物の老朽化・耐震対策の推進	1-1
・消防団、自主防災組織の強化	1-2
・町民の防災意識の向上	横断的分野2
・受援計画の適切な運用、訓練の慣例化等	2-1、3-1、6-2
・迅速な一次医療体制の構築（連携訓練の慣例化等）	2-1
・地域共生社会の実現への取組を通じた共助体制の構築	横断的分野2
・重要度の高い路線の橋りょう耐震補強工事の継続実施	2-4、4-4
・避難所等への公衆無線LANの整備推進	4-1
・上下水道施設の老朽化・耐震対策の優先実施	4-3
・町内産業従事者間の連携体制の強化	5-2、6-2

第6章 地域強靱化に向けた推進方策

本章では、本町の現在の防災対策や脆弱性評価結果から見えた新たな課題等を踏まえ、各リスクシナリオを回避し、強靱化に向けた事前に備えるべき目標を達成するための各推進方策（施策（取組））を設定します。

1. 目標1：あらゆる災害に対する直接死を最大限防ぐ

リスクシナリオ 1-1		建築物等の倒壊により、多数の死傷者が発生する事態	
推進方策	内容	担当課	区分
学校・保育園等教育・保育施設の耐震機能の強化	町内の教育・保育施設の建物の耐震化は完了しているものの一部の学校において非構造部材（設備機器・照明機器等）の耐震化が完了していないため、計画的な整備等による耐震機能の強化を図る。また、耐用年数を超過している公私連携型保育所について建物の更新等に係る検討を進める。	学校教育課 子育て支援課	継続
安全で秩序あるまちづくりの推進	開発行為に対し、技術的基準に沿った審査や指導を行い、安全なまちづくりを進める。	都市政策課	継続
市街地の防災構造化の促進	市街地の被災を最小限にとどめるため、市街地の避難場所、避難路、延焼遮断空間の確保及び整備等をはじめとする市街地の防災構造化を促進する。	都市政策課	継続
住宅耐震化の促進	昭和56年以前に建てられた耐震性を有しない既存建築物について、「小川町建築物耐震改修促進計画」に基づき、所有者の耐震への意識の醸成を図りながら、住宅耐震化を促進する。	都市政策課	継続
役場庁舎の防災機能の強化	大規模災害を想定した電源や通信機能の強化、また、災害時に迅速かつ確実に防災拠点として機能するための庁舎内外の設備更新や運用体制の継続的な見直しなど、役場庁舎の防災機能の強化を図る。	総務課	継続
公共建築物の耐震対策等の強化	全ての公共建築物の耐震化の早期完成を図るとともに、老朽化が進行している設備等の計画的な更新を行うことで、公共建築物の耐震機能等の強化を図る。	生涯学習課 にぎわい創出課 政策推進課	拡充
屋外広告物、ブロック塀等の転倒防止対策の推進	災害発生時に屋外広告物やブロック塀の転倒・落下等による被害の発生を未然に防止するため、安全点検が確実に実施されるよう設置者への周知を図ります。	都市政策課	継続

リスクシナリオ 1-2		火災により、多数の死傷者が発生する事態	
推進方策	内容	担当課	区分
消防署職員及び消防団員の確保・育成の強化	比企広域市町村圏組合や小川消防団と連携し、消防署職員及び消防団員の確保に向けた普及啓発を行うとともに、消防団員に対するインセンティブ等について検討するなど、消防署職員及び消防団員の確保・養成を図る。	防災地域支援課	拡充
消防・防災施設の充実、適切な維持管理の促進	比企広域市町村圏組合や小川消防団と連携し、各種消防・防災施設・設備の更新や、計画的な維持管理等を行い、消防力を強化する。 また、消防団詰所や防火水槽、消火栓等の消防水利の維持管理を通し、火災を主とした災害に対する施設や設備の充実を図る。	防災地域支援課	継続
消防車両や資機材の計画的な更新	比企広域消防本部並びに比企広域市町村圏組合の消防車両や資機材等について、計画的な更新・整備を行う。	防災地域支援課	継続
市街地の防災構造化の促進【再掲】	市街地の被災を最小限にとどめるため、市街地の避難場所、避難路、延焼遮断空間の確保及び整備等をはじめとする市街地の防災構造化を促進する。	都市政策課	継続

リスクシナリオ 1-3		突発的・広域的な浸水等による多数の死傷者が発生する事態	
推進方策	内容	担当課	区分
防災関係機関との連携、非常時の警戒避難体制の確立	洪水や土砂災害の被害を最小限にとどめるため、平時及び災害時における防災関係機関との連携や非常時の警戒態勢を確立する。	防災地域支援課	継続
河川改修工事の強化等	町が管理する準用河川及び普通河川の計画的な改修工事及び維持補修を実施する。また、大雨時の通水阻害の原因となる恐れのある堆積土砂の除却や除草等を行うとともに、雨水調整池の適切な維持管理を図る。	建設課	継続
農業用ため池の防災対策の強化	現在実施している農業用ため池の防災対策の早期完成を図る。また、農業用のため池下流域の安全を確保するため、防災重点農業用ため池の調査点検、防災対策工事を集中的かつ計画的に進める。	環境農林課	継続
「小川町立地適正化計画」による防災対策の推進	浸水リスクの高い区域における居住や都市機能の立地を抑制し、安全な区域への誘導を促進することで、災害発生時の人命被害を最小限に抑える。	都市政策課	継続

第6章 地域強靱化に向けた推進方策

リスクシナリオ 1-4		大規模な土砂災害等により、多数の死傷者が発生する事態	
推進方策	内容	担当課	区分
防災関係機関との連携、非常時の警戒避難体制の確立【再掲】	洪水や土砂災害の被害を最小限にとどめるため、平時及び災害時における防災関係機関との連携や非常時の警戒態勢を確立する。	防災地域支援課	継続
町民、関係機関との協働による山間部集落の避難体制の構築	山間部の集落にお住まいの方やその親族・関係者等に対して、災害時に孤立集落になる恐れがあること、および自助による備蓄が重要であること等について周知啓発を強化するとともに、対象地域の自主防災組織へ働きかけ、より現実的な訓練の実施を促す。また、避難行動要支援者の個別計画書を作成し、平常時から当事者の情報を関係機関と共有する。	防災地域支援課 健康福祉課	新規
森林の整備・保全	森林巡視を適時適切に行うとともに、山林防火線の適切な管理及び作業道を充実させることにより、防火管理網を整備する。また、「小川町環境基本計画」に基づき、森林の生態系やみどりの景観を保全することで、森林の持つ公益的機能を高め、防災・減災に資する多様で豊かな森林の整備・保全を図るとともに、森林経営管理事業等により森林の整備・保全を図る。	環境農林課	継続
治山施設の整備・減災に向けた取組の強化	地すべりや土砂災害を未然に防止するため、県との連携による計画的な対策工事や老朽化した治山施設の維持、改修を図る。	環境農林課	継続
太陽光発電設備の適正管理	太陽光発電設備に関する条例に基づき、事業者には設備の適正な設置や維持管理等を促し、事業区域からの土砂流出を防止する。	環境農林課	継続
大規模盛土造成地の安全確保	町内の大規模盛土造成地について、日々の安全確認や5年に1度程度の専門業者による点検調査を通して、当該大規模盛土造成地の崩落を防止する。	都市政策課	継続
法面の安定性に配慮した樹木の適正管理	町有地について、環境に配慮しながら適切な樹木等の管理を行うとともに、住宅地付近の枯損木等については、倒木の危険性が高いものから優先的に伐採する等、計画的な防災対策を進める。	政策推進課	継続

2. 目標2：災害関連死を最大限防ぐ

リスクシナリオ 2-1		救助・救急活動の絶対的不足により死傷者が発生する事態	
推進方策	内容	担当課	区分
災害時医療体制の構築に向けた平時からの関係機関との連携強化、共同訓練の実施	(一社)比企医師会との協定に基づき、災害時の医療救護スタッフの派遣や医薬品等の確保等、医療救護活動に対する協力・連携体制の構築を進める。また、関係機関や医療従事者を含めた定期的な防災訓練を実施するなど、平時から顔の見える関係性の構築に努める。	防災地域支援課 健康福祉課	拡充
町内避難所等へのAEDの設置促進	町内の指定避難所等へのAEDの設置を進める。また、より多くの利用者が活用できる運用体制の見直しを図る。	健康福祉課	継続
受援計画の適切な運用・訓練の実施	大規模災害時の緊急消防援助隊等の迅速な受援体制の確保にむけて、受援計画を更新するとともに、受援体制に係る訓練を実施する。また、訓練で得られた課題を踏まえて、適宜、受援計画を改訂する。	防災地域支援課	拡充
災害ボランティアの迅速な受入れに向けた訓練の実施	小川町社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセンター立ち上げ訓練を行うなど、災害時の迅速なボランティアの受入れに向けた環境整備を図る。	防災地域支援課 健康福祉課 小川町社会福祉協議会	新規

リスクシナリオ 2-2		医療機能の麻痺による死者の発生	
推進方策	内容	担当課	区分
災害時の医療品の確保に向けた民間事業者等との協定、平時からの連携の強化	協定を締結している小川薬剤師会及び東松山薬剤師会、比企都市歯科医師会等との連携体制の強化、定期的な訓練等を通して、災害時の医療品等の提供体制の強化を図る。	防災地域支援課 健康福祉課	継続
医薬品、災害用資機材等の備蓄の充実	適切な保管場所等を確保しつつ、医薬・衛生品を含む備蓄消耗品や災害用資機材等の備蓄を進める。	防災地域支援課 健康福祉課	継続
DMA T等関係機関への迅速な応援要請ができる体制の強化	埼玉県が実施するDMA Tへの応援要請等、関係機関に対し必要な要請が速やかにできるよう、連絡先・担当者の随時更新を行うとともに、積極的な関係性の構築を進める。	防災地域支援課	継続
災害医療コーディネーターとの連携	(一社)比企医師会との協定に基づき、平時より災害医療コーディネーターとの連携を図ることで、災害時の迅速かつ円滑な医療体制・医療活動の確保を図る。	防災地域支援課 健康福祉課	新規

第6章 地域強靱化に向けた推進方策

リスクシナリオ 2-3		避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす被災者の健康状態の悪化による死者の発生	
推進方策	内容	担当課	区分
民間事業者等と連携した一次滞在避難場所等の充実	大規模災害時において多数の避難所の受け入れが可能となるよう、民間事業者との連携のもと、民間施設の活用を含めた一次滞在施設の確保・充実を図る。	防災地域支援課	継続
多様な避難者のニーズに合った避難所運営体制の構築	高齢者や障害者、子育て世代、外国人等多様な人が避難所生活で支障をきたさないよう、車中避難場所の確保等も含めた避難所運営のあり方（ネットワーク化等）を再検討するとともに、多様な人の目的・用途に応じた避難所運営体制について検討する。また、犬等動物の避難所への受け入れ方法・受入れ体制についても検討を進める。	防災地域支援課 健康福祉課 長生き支援課 子育て支援課	新規
避難所消耗備蓄品の充実	適切な保管場所等を確保しつつ、消毒液やマスク等の備蓄消耗品やパーテーション等の災害用資機材等を整備することで、避難者が安心して過ごせる避難場所等の環境整備を進める。	健康福祉課 防災地域支援課	継続
非常用電源の整備等避難所機能の強化	応急対応に必要な非常用電源設備や発電機等の資機材を確保することで各避難所の機能強化を図る。	防災地域支援課	継続
災害時の炊き出しの実施	今後建設が予定されている新給食センターの設備を利用し、災害時に炊き出しができるよう検討を進める。	学校教育課	継続
関係機関と連携した被災者支援の強化 （被災者相談支援、メンタルヘルスケア等）	「災害時における被災者等相談の実施に関する協定」（埼玉司法書士会）や「災害時における被災者支援に関する協定」（埼玉県行政書士会）等に基づく相談支援を充実させるとともに、外部保健師等の受入などによりメンタルヘルスケアの体制整備に努める。	防災地域支援課	継続
受援計画の適切な運用・訓練の実施 【再掲】	大規模災害時の緊急消防援助隊等の迅速な受援体制の確保にむけて、受援計画を更新するとともに、受援体制に係る訓練を実施する。また、訓練で得られた課題を踏まえて、適宜、受援計画を改訂する。	防災地域支援課	拡充
災害ボランティアの迅速な受入れにむけた訓練の実施【再掲】	小川町社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセンター立ち上げ訓練を行うなど、災害時の迅速なボランティアの受入れに向けた環境整備を図る。	防災地域支援課 健康福祉課 小川町社会福祉協議会	新規

リスクシナリオ 2-4		長期にわたる孤立地域等の同時発生	
推進方策	内容	担当課	区分
町民、関係機関との協働による山間部集落の避難体制の構築【再掲】	山間部の集落にお住まいの方やその親族・関係者等に対して、災害時に孤立集落になる恐れがあること、および自助による備蓄が重要であること等について周知啓発を強化するとともに、対象地域の自主防災組織へ働きかけ、より現実的な訓練の実施を促す。 また、避難行動要支援者の個別計画書を作成し、平常時から当事者の情報を関係機関と共有する。	防災地域支援課 健康福祉課	新規
道路施設の適切な維持管理	町が所管する道路施設の維持管理や整備を進める。また、災害時の緊急車両等の通行を確保するため、未改修道路の拡幅改良工事や経年劣化に対応する計画的な修繕・更新を進める。	建設課	継続
橋りょう等耐震補強工事の継続的な実施	町指定緊急輸送道路に架かる橋りょう及び落橋した場合、第3者に被害を与える恐れのある橋りょうの耐震化を計画的に進める。	建設課	継続
孤立集落防止に向けた法面対策工事の実施	町が管理する森林管理道の維持管理を進めるとともに、道路崩壊等により孤立集落が発生する可能性が高い箇所を選定し、必要に応じて法面崩落等の対策工事を進める。	建設課 環境農林課	継続
町内緊急輸送道路等主要道路ネットワークの整備と強靱化の推進	都市計画道路環状1号線（県施工）等の全線開通に向けた整備を促進し、道路ネットワークの強靱化を図る。また、緊急輸送道路の改良工事や都市計画事業及び開発行為等において道路を新設する場合は、安全な避難路確保の観点から無電柱化を図る。	建設課 都市政策課	継続

リスクシナリオ 2-5		災害と感染症の同時発生	
推進方策	内容	担当課	区分
避難所消耗備蓄品の充実【再掲】	適切な保管場所等を確保しつつ、消毒液やマスク等の備蓄消耗品やパーテーション等の災害用資機材等を整備することで、避難者が安心して過ごせる避難場所等の環境整備を進める。	健康福祉課 防災地域支援課	継続
予防接種の受診勧奨	平時から、インフルエンザや新型コロナウイルス等の予防接種を促進することで、災害時の感染症予防につなげる。	健康福祉課 子育て支援課	継続
狂犬病予防注射と飼い主への啓発	狂犬病に対する予防注射や飼い主への啓発等を進めることで、災害時の感染症予防につなげる。	環境農林課	継続

3. 目標3：必要不可欠な行政機能を確実に確保する

リスクシナリオ 3-1		町の行政機能が低下する中で、町が担うべき応急業務が大量に発生する事態	
推進方策	内容	担当課	区分
相互応援協定の締結促進	現在、本町を含む県内13市町村間で「大規模災害時における相互応援に関する協定書」を締結するなど、救助・復旧に係る応援や協力体制を構築しているが、激甚化・頻発化する大規模自然災害に備えるため、引き続き、受援・協力体制の強化を進める。また、「埼玉県・市町村人的相互応援制度」についても活用を図る。	防災地域支援課	継続
市街地の防災構造化の促進【再掲】	市街地の被災を最小限にとどめるため、市街地の避難場所、避難路、延焼遮断空間の確保及び整備等をはじめとする市街地の防災構造化を促進する。	都市政策課	継続
役場庁舎の防災機能の強化【再掲】	大規模災害を想定した電源や通信機能の強化、また、災害時に迅速かつ確実に防災拠点として機能するための庁舎内外の設備更新や運用体制の継続的な見直しなど、役場庁舎の防災機能の強化を図る。	総務課	継続
公共施設、防災拠点等の防災機能の強化	公共施設等の適切な維持管理を行い、防災活動拠点としての機能の強化を進める。なお、「小川町公共施設等総合管理計画」の推進による統廃合の際には、防災機能の強化にもつながるような利活用方策について検討を進める。	政策推進課	継続
BCPの定期的な見直しと実効力の向上	「小川町業務継続計画（地震編）」（BCP）を定期的に見直し、時代や組織改編に即した実効力の向上を図ることで、大規模自然災害が発生しても必要不可欠な行政機能を確保する。	防災地域支援課	継続
備蓄消耗品や災害用資機材の整備・充実	飲料水や非常用食料、日用品や災害用資機材等の充実、応急対応に必要な非常用電源等の確保、警戒避難体制の確立（マニュアル等の整備）等により、総合的な災害対応力の強化を図る。	防災地域支援課	継続
受援計画の適切な運用・訓練の実施【再掲】	大規模災害時の緊急消防援助隊等の迅速な受援体制の確保にむけて、受援計画を更新するとともに、受援体制に係る訓練を実施する。また、訓練で得られた課題を踏まえて、適宜、受援計画を改訂する。	防災地域支援課	拡充
災害ボランティアの迅速な受入れにむけた訓練の実施【再掲】	小川町社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセンター立ち上げ訓練を行うなど、災害時の迅速なボランティアの受入れに向けた環境整備を図る。	防災地域支援課 健康福祉課 小川町社会福祉協議会	新規

4. 目標4：通信、ライフライン、インフラ等の被害を最小限に留め、迅速に復旧する

リスクシナリオ 4-1		情報通信網の停止により情報の収集・伝達が大幅に遅れる事態	
推進方策	内容	担当課	区分
各避難所への公衆無線LANの整備	無線LAN未設置の避難所について、公衆無線LANの整備を図るとともに、定期的な保守管理を行う。	政策推進課	拡充
データの迅速な復旧のためのシステムクラウド化等の推進	行政事務情報データの消失を防止し迅速な復旧を図るため、システムのクラウド化を推進する。また、行政情報処理支援員による各種機器・システムに対するサポート体制を継続強化することで、災害時の迅速なデータ復旧や行政事務情報データの消失を防止する。	政策推進課	継続
多様な情報伝達手段の確保	災害時の情報伝達手段として、防災行政無線やホームページ、Lアラート（災害情報共有システム）のほか、SNSを活用した情報発信や高齢者などデジタル機器に不慣れな町民にも確実に情報を届られるよう、複数の手段を組み合わせた多重的な情報伝達体制の強化を図る。	総務課 防災地域支援課	継続

リスクシナリオ 4-2		電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態	
推進方策	内容	担当課	区分
電気・ガス事業者との連携協定の充実・強化による供給体制の確保	電気、ガス事業者との協定に基づき、災害時に必要なエネルギーを確保する。また、各事業者との定期的な意見交換や訓練を通して、災害時の安定的なエネルギー供給の強化を図る。	防災地域支援課	継続
公共施設等への太陽光発電設備の導入促進	「小川町公共施設等総合管理計画」の推進により公共施設の統廃合の動向を踏まえつつ、公共施設等への太陽光発電の設置を促進し、省エネや創エネ、再エネ等に資する設備の導入を図る。また、設置費用の補助による再生可能エネルギーの普及等を通じ、町民に対する省エネや創エネ、再エネ等に資する設備の導入に向けた支援・普及啓発を行う。	環境農林課	継続
EV（電気自動車）の災害時の可動式電源としての活用	EV（電気自動車）は可動式電源として活用することが可能であり、災害時における電力確保の有効な手段となることから、EVの普及を促進する。	環境農林課	継続

第6章 地域強靱化に向けた推進方策

リスクシナリオ 4-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

推進方策	内容	担当課	区分
他自治体との連携協定の充実・強化による応急給水体制の強化	本町水道事業では、給水タンクが1基あるものの給水車や給水コンテナではなく、有事の際は応援団体による支援が重要であり、また、災害規模によっては、応急給水体制を構築するだけの人的余裕もなくなる可能性も考えられる。そのため、平時より関係機関等との連携強化に努めるとともに、災害時の飲料水確保のため、他自治体との協定に基づく速やかな応急給水体制の強化を図る。	上下水道課	継続
水道施設の適切な維持管理と更新等対策の強化	水道施設の定期的な点検を実施するとともに、「小川町上下水道耐震化計画」に基づき計画的に耐震化を推進することで、災害時の水道機能を確保する。	上下水道課	拡充
下水道施設と農業集落排水処理施設の適切な維持管理と更新等対策の強化	「小川町公共下水道（第2期）ストックマネジメント計画」、「小川町農業集落排水処理区域最適整備構想」に基づく計画的な老朽化対策及び設備等の更新を進めるとともに、「下水道事業業務継続計画」に基づき、発災後の下水道機能の早期回復を図ることで、災害時の下水道施設等の機能を確保する。	上下水道課	拡充
合併処理浄化槽への転換等に向けた普及啓発の強化	単独処理浄化槽等では生活雑排水を処理できず、また、老朽化が進んでいるものが多いため、災害に強い合併処理浄化槽への転換を促すことで、災害時の機能と地域の衛生管理を確保する。	上下水道課	継続

リスクシナリオ 4-4 道路ネットワークの寸断や鉄道停止により物資が大幅に不足する事態

推進方策	内容	担当課	区分
輸送事業者との連携の強化による輸送体制の確保	「災害時における物資の輸送に関する協定」を締結している埼玉県トラック協会小川・松山支部との定期的な意見交換や訓練を通して、災害時の必要物資の輸送手段の確保・強化に努めるとともに、引き続き、民間事業者等との協力体制を拡大し、輸送手段の更なる確保を図る。	防災地域支援課	継続

推進方策	内容	担当課	区分
民間事業者等と連携した物資の供給体制の確保	「災害時における応急食糧供給等の協力に関する協定」や「災害時における生活物資の供給協力に関する協定」等を締結している小川町食品衛生協会や民間事業所等との定期的な意見交換や訓練を通して、災害時の食料や飲料水、生活必需品等物資の円滑な確保と供給体制の強化を図る。	防災地域支援課	継続
道路施設の適切な維持管理【再掲】	町が所管する道路施設の維持管理や整備を進める。また、災害時の緊急車両等の通行を確保するため、未改修道路の拡幅改良工事や経年劣化に対応する計画的な修繕・更新を進める。	建設課	継続
橋りょう等耐震補強工事の継続的な実施【再掲】	町指定緊急輸送道路に架かる橋りょう及び落橋した場合、第3者に被害を与える恐れのある橋りょうの耐震化を計画的に進める。	建設課	継続
孤立集落防止に向けた法面対策工事の実施【再掲】	町が管理する森林管理道の維持管理を進めるとともに、道路崩壊等により孤立集落が発生する可能性が高い箇所を選定し、必要に応じて法面崩落等の対策工事を進める。	建設課 環境農林課	継続
町内緊急輸送道路等主要道路ネットワークの整備と強靱化の推進【再掲】	都市計画道路環状1号線（県施工）等の全線開通に向けた整備を促進し、道路ネットワークの強靱化を図る。また、緊急輸送道路の改良工事や都市計画事業及び開発行為等において道路を新設する場合は、安全な避難路確保の観点から無電柱化を図る。	建設課 都市政策課	継続
鉄道施設の耐震化の推進	鉄道施設の耐震化の推進にむけて、沿線自治体との連携（協議会）のもと、鉄道事業者への継続的な働きかけを行う。	都市政策課	継続

5. 目標5：経済活動を維持する

リスクシナリオ 5-1 サプライチェーンの寸断等による町内事業所の生産性が大幅に低下する事態

推進方策	内容	担当課	区分
商工会との連携による事業継続力の強化・推進	商工会との連携により「事業継続力強化支援計画」に基づく取組を推進し、災害時の事業活動への影響を最小限に抑え、早期の事業復旧を図る。	にぎわい創出課	継続
事業所BCP等の策定・支援	商工会との連携により、町内事業者に対して「事業継続計画（BCP）」や「事業継続マネジメント（BCM）」の構築に向けた取組を促すとともに、各事業者が保有する施設・設備の耐震化や必要な物資の備蓄等、自主的な防災対策に取り組む機運を高めることで、災害時の産業機能の維持及び供給連鎖（サプライチェーン）の寸断防止に努める。	にぎわい創出課	継続

リスクシナリオ 5-2 町内産業（農林業・商業・工業・観光）全体の生産力が大幅に低下する事態

推進方策	内容	担当課	区分
旧家や伝統工芸などの地域資源を活用した観光振興	旧家や伝統工芸等の地域資源を活用した積極的な観光振興を図ることで、町内産業の生産力の向上につなげる。	生涯学習課 にぎわい創出課	継続
スマート農業の推進や農業基盤の整備等による農業生産の確保	農地が本来有する国土や自然環境の保全、水資源の涵養、良好な景観の形成等の多面的機能が発揮されるよう、農地を維持・管理していく体制を維持する。また、おがわ型農業の推進により、規模拡大が難しい小規模農家や中山間地域の農家、区画の狭い農地の維持に取り組むとともに、おがわ型農業の機械補助により農家の機械化と効率化を支援するなど、スマート農業の推進等により高齢者にもやさしい農業体制の確保と新たな担い手の確保・育成を図る。	環境農林課	継続
農業用水施設の適切な維持管理と更新等対策の強化	農業用水施設の老朽化・未整備箇所の整備を促進することで、災害時の農業用水施設の機能を確保する。	環境農林課	継続
農業用ため池の防災対策の強化【再掲】	現在実施している農業用ため池の防災対策の早期完成を図る。また、農業用のため池下流域の安全を確保するため、防災重点農業用ため池の調査点検、防災対策工事を集中的かつ計画的に進める。	環境農林課	継続

推進方策	内容	担当課	区分
商工会と連携した産業の活性化	小川町商工会との連携により、町内事業者の事業継続のための支援や創業者支援を実施するとともに町内への企業誘致を促進するため、事業者からの相談に応じて適正な候補地等の紹介を行う。	にぎわい創出課	継続
町内事業者の確保・育成	地域経済の発展には、中小事業者をはじめとする町内事業者の育成と活性化が必要不可欠であることから、引き続き、町内事業者への優先発注を推進する。	にぎわい創出課	継続
産業を担う人材の確保	小川町商工会や埼玉県よろず支援拠点等の関係機関と連携し、産業を担う人材の確保・育成を図る。また、身近な就職相談や個別就職相談会などを通して、若者や女性の町内での就職の場を継続して提供していく。	にぎわい創出課	継続
町内産業従事者間の連携体制の強化	町内産業従事者間の異業種交流等を通じ、従事者間の横の繋がりの拡大や「見える化」を促進し、災害時の連携や共助体制の強化を図る。	にぎわい創出課	継続
情報発信機能の強化	道の駅おがわまちや観光案内所等において、災害時における情報発信機能の強化に努めることで、災害後の迅速な産業機能の維持及び風評被害の防止につなげる。また、平時より道の駅おがわまちや観光案内所、小川町和紙体験学習センター等において、町の魅力の発信力を強化することで、町内産業に従事する人材の確保につなげていく。	にぎわい創出課	継続

リスクシナリオ 5-3 風評被害による町内産業への甚大な被害が生じる事態			
推進方策	内容	担当課	区分
有害物質使用特定施設等の現況把握等	町内の有害物質使用特定施設等の現況把握と必要に応じた連携・協議等により、災害時の有害物質の流出防止を図る。	環境農林課	継続
情報発信機能の強化【再掲】	道の駅おがわまちや観光案内所等において、災害時における情報発信機能の強化に努めることで、災害後の迅速な産業機能の維持及び風評被害の防止につなげる。	にぎわい創出課	継続

6. 目標6：従前より強靱な姿で復興できるよう準備する

リスクシナリオ 6-1	事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
-------------	--

推進方策	内容	担当課	区分
地籍調査の推進	町民等の土地所有者の一筆ごとの土地の境界を確認し、属性となる土地の地番、地目、所有者等の調査を行い、地籍簿や地籍図の作成・整備を進めることで、災害で土地の形状が変化しても、迅速に復旧・復興ができる体制の整備を進める。	建設課	継続
「事前復興計画」の調査・研究	迅速な復旧・復興を進めるため、「事前復興計画」についての調査・研究を進める。	防災地域支援課	継続

リスクシナリオ 6-2	復旧・復興を支える人材が不足し、復興できなくなる事態
-------------	----------------------------

推進方策	内容	担当課	区分
相互応援協定の締結促進【再掲】	現在、本町を含む県内13市町村間で「大規模災害時における相互応援に関する協定書」を締結するなど、救助・復旧に係る応援や協力体制を構築しているが、激甚化・頻発化する大規模自然災害に備えるため、引き続き、受援・協力体制の強化を進める。また、「埼玉県・市町村人的相互応援制度」についても活用を図る。	防災地域支援課	継続
建設関係団体との連携による復興を担う人材の確保・育成	建設関係団体等と連携し、復旧・復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成支援や、庁内技術系職員の技術継承及び向上を図る。	にぎわい創出課	継続
防災士の育成	令和6年度から開始した防災士の資格取得に対する支援を継続し、地域防災の担い手となる人材を育成するとともに、地域防災力のより一層の向上と若い力による未来に向けた防災力の強化を図る。	防災地域支援課	新規
地域支え合いセンターの設置	被災者が生活再建に向け安心した生活を送れるよう、見守りや健康・生活支援、地域交流の促進などの総合的な支援を行う地域支え合いセンターを設置する。	健康福祉課 小川町社会福祉協議会	新規
産業を担う人材の確保【再掲】	小川町商工会や埼玉県よろず支援拠点等の関係機関と連携し、産業を担う人材の確保・育成を図る。また、身近な就職相談や個別就職相談会などを通して、若者や女性の町内での就職の場を継続して提供していく。	にぎわい創出課	継続

推進方策	内容	担当課	区分
町内産業従事者間の連携体制の強化 【再掲】	町内産業従事者間の異業種交流等を通じ、従事者間の横の繋がりの拡大や「見える化」を促進し、災害時の連携や共助体制の強化を図る。	にぎわい創出課	継続
受援計画の適切な運用・訓練の実施 【再掲】	大規模災害時の緊急消防援助隊等の迅速な受援体制の確保にむけて、受援計画を更新するとともに、受援体制に係る訓練を実施する。また、訓練で得られた課題を踏まえて、適宜、受援計画を改訂する。	防災地域支援課	拡充
災害ボランティアの迅速な受入れにむけた訓練の実施【再掲】	小川町社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセンター立ち上げ訓練を行うなど、災害時の迅速なボランティアの受入れに向けた環境整備を図る。	防災地域支援課 健康福祉課 小川町社会福祉協議会	新規

リスクシナリオ 6-3	大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理の停滞により、復興が大幅に遅れる事態
-------------	--

推進方策	内容	担当課	区分
関係機関団体との連携協定による災害廃棄物の処理体制の強化	建物の浸水や倒壊等による大量の災害廃棄物や生活ごみ等の発生に対応するため、埼玉県清掃行政研究協議会や小川地区清掃組合との連携協定を継続するとともに、さらに広域的な支援体制の強化に向けた取組を推進する。	環境農林課	継続
「小川町災害廃棄物処理計画」に基づく処理体制の強化	「小川町災害廃棄物処理計画」に基づき、災害時の廃棄物等に対する処理体制の整備・強化を図る。	環境農林課	継続

リスクシナリオ 6-4	仮設住宅や仮店舗、仮事業所の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
-------------	---------------------------------

推進方策	内容	担当課	区分
民間事業者との連携協定による仮設住宅等の提供体制の確保	(公社)埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部との協定に基づき、災害時の一時的な住居の確保に向けた連携体制の強化を図る。	防災地域支援課	継続
空き家の除却・利活用の推進	特定空家等、倒壊の危険性の恐れがある建物の適正管理や除却を行う。また、空き家バンク登録物件の購入者に対して住宅改修費の一部を補助するとともに、空き家所有者に対して、空き家の維持管理費やリフォーム費に関する助成制度等を通し、空き家の活用を促進する。	都市政策課	継続
応急仮設住宅としての町営住宅の提供体制の整備	災害時における仮設住宅整備までの一時住宅として町営住宅の活用を図るため、貯水、バルクタンク、非常用電源を設置する等、災害に対応したリフォーム等を検討する。	都市政策課	継続

リスクシナリオ 6-5		文化財や環境的資産の喪失により、本町の文化的価値の継承が途絶える事態	
推進方策	内容	担当課	区分
有形無形文化財、環境的資産の適切な維持管理による保全	町の文化財や森林をはじめとした環境的資産の計画的な維持管理を通して、町の文化的価値の維持・向上を図り、文化財等の魅力の向上及び次世代への継承を行う。	生涯学習課 環境農林課	新規

7. 横断的分野

横断的分野①	デジタル技術の活用による防災力の強化
--------	--------------------

推進方策	内容	担当課	区分
孤立集落の医療体制の確保	災害により集落が孤立した事態を想定し、高齢者等のオンライン診療やUAV等による医療品等の供給体制の整備を検討する。	健康福祉課	新規
ドローン等UAVを活用した被害状況調査手法の検討	被災後の被害状況の確認について、瓦礫等での立ち入りが困難な場所等についてドローン等を用いた調査手法の調査・研究を進める。	防災地域支援課	新規
防災アプリの活用による避難行動支援等の検討	本町に適した防災DX（防災アプリ等）の導入を視野に、様々な手段を活用し、情報収集・検討を行う。	防災地域支援課	新規
罹災証明書の発行や支援申請のオンライン化の検討	被災後の迅速な生活再建を図るため、罹災証明書の発行や支援申請のオンライン化を検討する。	防災地域支援課	新規
VRを活用した浸水・土砂災害に係る啓発の実施	浸水及び土砂災害に関するVRを取り入れた啓発活動を行うことで、さらなる防災意識の向上につなげる。	防災地域支援課	新規

横断的分野②	自助・共助による地域防災力の強化
--------	------------------

推進方策	内容	担当課	区分
自主防災組織の活性化	防災講座の開催や資機材購入補助金等の支援を通して、自主防災組織の活性化や自助と共助による地域単位の防災力の向上を図る。	防災地域支援課	継続
初動体制の強化	台風の接近・上陸時において、町民等が取るべき対応を時系列に沿ってまとめたタイムライン（防災行動計画）を広く周知し、その活用を促進することで町民等自らの初動体制の強化を図る。	防災地域支援課	継続

推進方策	内容	担当課	区分
防災知識の普及啓発の強化	<p>各種ハザードマップを活用し、町内の危険箇所や危険度を広く周知するとともに、多様な媒体を活用した、より防災意識が浸透できるような普及啓発方法のあり方について検討する。</p> <p>また、研修会などを通じて、災害時の地域連携に関する情報提供や意識の啓発を図り、行政区の自発的な運営を側面から支援することで、地域の防災力の向上と地域コミュニティの共助意識の醸成に繋げる。</p>	防災地域支援課	拡充
災害情報の共有と町民への適切な提供	<p>災害時の町民等の迅速な避難行動を促すため、Ｌアラートやホームページ、LINE等により災害の警戒レベルや町の状況等を即時的に発信する。また、災害時に速やかに避難指示を発令できる体制を強化するとともに、広報車や消防団、町民同士の直接的な避難行動の呼びかけなど、各種の周知活動を行う。</p> <p>その他、災害時に効果的な情報提供を行うため、防災行政無線（固定系・移動系）の維持管理に努めるとともに、防災行政無線が聞き取りづらい状況下でも確実に情報提供を行うため、おがわ情報メールの配信と周知・啓発を図る。</p>	防災地域支援課	継続
地域共生社会の実現への取組を通じた共助体制の確立	<p>人権意識の醸成や多文化共生・インクルーシブな地域社会の実現を目指す庁内横断的な取組について、関係部署間で協議・連携し、共助の構築に向けた意識の共有と、平時・災害時における地域の共助体制の強化を図る。</p>	総務課 防災地域支援課 健康福祉課 長生き支援課	拡充
町民同士や多様な団体等との平時からの連携関係の確立	<p>河川清掃、道路愛護等の環境美化活動や、花いっぱい運動、地区民体育祭等の地域コミュニティ活動等を通し、地域の町民が自治活動等へ参画する機会を創出するとともに、集会所の建設や活動備品の整備等に対し補助金を交付することで、町民の交流の機会を図る。</p>	防災地域支援課	継続
行政区ごとの防災訓練の実施	<p>防災意識の向上と共助の構築にむけて、防災訓練未実施の行政区への防災訓練の実施に向けた働きかけを行う。</p>	防災地域支援課	新規
地区防災計画の作成支援	<p>行政区単位で作成する地区防災計画の重要性についての啓発を行うとともに、作成する行政区に対しての助言等を行う。</p>	防災地域支援課	新規
防災士同士の繋がり起点とした新たな共助体制の構築	<p>町内防災士同士のネットワークを構築し、防災士による定期連絡会等を開催するとともに、防災イベント等を通じて各行政区の新たなコミュニティの構築や防災士を中心とした地域防災コミュニティの構築を図る。</p>	防災地域支援課	新規

第7章 計画の推進

1. 重点化及び優先すべき推進方策

重点化及び優先すべき推進方策は、第5章の脆弱性評価・分析結果を踏まえ、リスクシナリオ1-3・1-4・6-2に対応する各推進方策と横断的分野である「自助・共助による地域防災力の強化」に対応する各推進方策、さらに、同章において第1期計画の評価を踏まえ強化すべき施策（取組）として位置付けられた各推進方策とします。

表7-1 重点化及び優先すべき推進方策

推進方策	※（ ）内の数字は適用するリスクシナリオ
・ 公共建築物の耐震対策等の強化（1-1）	
・ 消防署職員及び消防団員の確保・養成の強化（1-2）	
・ 防災関係機関との連携、非常時の警戒避難体制の確立（1-3）（1-4）	
・ 河川改修工事の強化等（1-3）	
・ 農業用ため池の防災対策の強化（1-3）	
・ 「小川町立地適正化計画」による防災対策の推進（1-3）	
・ 町民、関係機関との協働による山間部集落の避難体制の構築（1-4）（2-4）	
・ 森林の整備・保全（1-4）	
・ 治山施設の整備・減災に向けた取組の強化（1-4）	
・ 太陽光発電設備の適正管理（1-4）	
・ 大規模盛土造成地の安全確保（1-4）	
・ 法面の安定性に配慮した樹木の適正管理（1-4）	
・ 災害時医療体制の構築に向けた平時からの関係機関との連携強化、共同訓練の実施（2-1）	
・ 受援計画の適切な運用、訓練の実施（2-1）（2-3）（3-1）（6-2）	
・ 災害ボランティアの迅速な受入れに向けた訓練の実施（2-1）（2-3）（3-1）（6-2）	
・ 橋りょう等耐震補強工事の継続的な実施（2-4）（4-4）	
・ 各避難所への公衆無線LANの整備（4-1）	
・ 水道施設の適切な維持管理と更新等対策の強化（4-3）	
・ 下水道処理施設と農業集落排水処理施設の適切な維持管理と更新等対策の強化（4-3）	
・ 町内産業従事者間の連携体制の強化（5-2）（6-2）	
・ 相互応援協定の締結促進（3-1）（6-2）	
・ 建設関係団体との連携による復興を担う人材の確保・育成（6-2）	
・ 防災士の育成（6-2）	
・ 被災者支援センターの設置（6-2）	
・ 産業を担う人材の確保（5-2）（6-2）	
・ 自主防災組織の活性化（横断的分野）	
・ 初動体制の強化（横断的分野）	
・ 防災知識の普及啓発の強化（横断的分野）	
・ 災害情報の共有と町民への適切な提供（横断的分野）	
・ 地域共生社会の実現への取組を通じた共助体制の確立（横断的分野）	
・ 町民同士や多様な団体等との平時からの連携関係の確立（横断的分野）	
・ 行政区ごとの防災訓練の実施（横断的分野）	
・ 地区防災計画の作成支援（横断的分野）	
・ 防災士同士の繋がりを起点とした新たな共助体制の構築（横断的分野）	

2. 重要業績評価指標（KPI）

設定した6つの事前に備えるべき目標と2つの横断的分野に対して、本計画に基づく各事業の実施に対する目標達成状況を確認するための指標として、次の重要業績評価指標（KPI）を設定します。

目標1 あらゆる災害に対する直接死を最大限防ぐ

重要業績評価指標（KPI）	R7年度	R12年度	担当課
住宅耐震化率	90.4%	95.0%	都市政策課
消防団員数（定員130人）	127人	130人	防災地域支援課
農業用ため池の防災対策数/累計	3箇所	12箇所	環境農林課

目標2 災害関連死を最大限防ぐ

重要業績評価指標（KPI）	R7年度	R12年度	担当課
町内避難所等へのAEDの設置数/累計	26箇所	30箇所	健康福祉課
橋りょう耐震工事実施数/累計	3橋	5橋	建設課
橋りょう修繕工事実施数/累計	32橋※	48橋	建設課
インフルエンザ予防接種受診者数/年間	6,386人	6,466人	健康福祉課

※は令和6年度実績

目標3 必要不可欠な行政機能を確実に確保する

重要業績評価指標（KPI）	R7年度	R12年度	担当課
受援体制に係る訓練の実施回数/累計	0回	2回	防災地域支援課

目標4 通信、ライフライン、インフラ等の被害を最小限に留め、迅速に復旧する

重要業績評価指標（KPI）	R7年度	R12年度	担当課
災害時の情報伝達手段の数	5種類	7種類	防災地域支援課
水道施設の耐震化率	21.6%※	26.0%	上下水道課
下水道施設の耐震化率	60.9%	61.2%	上下水道課

※は令和6年度実績

目標5 経済活動を維持する

重要業績評価指標（KPI）	R7年度	R12年度	担当課
空き店舗を活用して創業した事業者数/年間	4件	2件	にぎわい創出課
就業相談実施件数/年間	13件	13件	にぎわい創出課

目標6 従前より強靱な姿で復興できるよう準備する

重要業績評価指標（KPI）	R7年度	R12年度	担当課
地籍調査の進捗率	75.8%※	82.3%	建設課
町内防災士数	43人※	64人	防災地域支援課

※は令和6年度実績

横断的分野

重要業績評価指標（KPI）	R7年度	R12年度	担当課
V Rを取り入れた啓発活動の実施回数/累計	0回	2回	防災地域支援課
年1回以上の防災訓練を実施する行政区数/年間	40行政区※	45行政区	防災地域支援課
地区防災計画の策定数/累計	0団体	3団体	防災地域支援課

※は令和6年度実績

3. 推進体制

(1) 町の役割

町は、いかなる自然災害等が発生したとしても、人命の保護が最大限・最優先に図られ、主要なインフラや優先すべき業務が機能不全に陥らず、迅速な復旧・復興が実現できるよう各種の対策を講じていく必要があります。そのため、庁内が一丸となって防災体制の強化に努めるとともに、町民や民間事業者等との連携を積極的に行い、良好な推進体制の構築を図ります。また、本町だけでは対応が困難な事態に備え、国や県、周辺自治体等との連携体制の構築を図ります。

(2) 町民の役割

平時より、いざという時に備えて、避難場所・避難経路の確認や備蓄品の確保など、自助としての備えを主体的に行うとともに、隣近所とのお付き合いや地域活動などを通し、共助の輪に積極的に参画することが大切です。

(3) 民間事業者等の役割

平時より多様な民間事業者等が防災対策の強化に取り組むことで、被災の範囲や程度を最小限に食い止め、復旧・復興に遅延が生じない強靱な地域づくりを推進することが重要です。

そのため、平時より町や地域と密な連携を図りつつ、防災意識の醸成・向上に積極的に努めるとともに、更なる防災対策の強化を進めていくことが大切です。

4. 計画の管理・見直し

地域強靱化の取組を確実に推進するため、重要業績評価指標（KPI）を活用し計画の達成状況を確認・把握していきます。また、社会状況の変化や計画の進捗状況を踏まえ、PDCAサイクルによる検証のもと、計画期間の途中であっても必要に応じて見直しを行います。

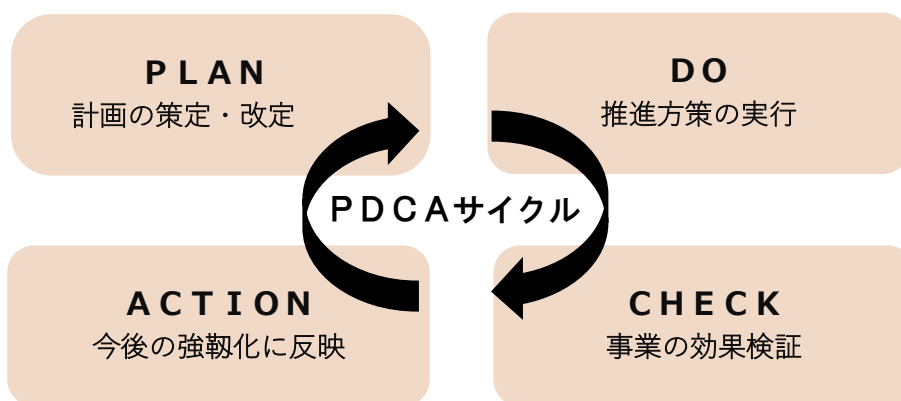


図 7-1 PDCAサイクル図

資料編

1. 計画策定の経緯

開催年月日	開催名	テーマ
令和7年 9月18日	第1回 計画策定委員会	<u>(1)</u> 現行計画の概要説明 <u>(2)</u> 計画の改定にあたってのポイント説明 <u>(3)</u> 今後のスケジュールについて <u>(4)</u> 事業評価の実施について（各課依頼）
令和7年 11月20日	第2回 計画策定委員会	<u>(1)</u> 現行計画の評価結果について <u>(2)</u> 脆弱性評価結果について <u>(3)</u> 次期計画の搭載施策（事業案）について
令和7年 12月15日	小川町防災会議	<u>(1)</u> 計画（改定案）についての説明及び意見聴取
令和7年 12月24日	第3回 計画策定委員会	(1) 計画（改定案）についての説明 (2) 計画（改定案）に対する意見照会
令和8年 1月20日～ 2月19日	パブリックコメント	(1) 住民意見の聴取

【計画策定委員会】

(策定委員)

- ・ 総務課長 ・ 政策推進課長 ・ 防災地域支援課長 ・ 税務課長 ・ 町民課長 ・ 健康福祉課長
- ・ 長生き支援課長 ・ 子育て支援課長 ・ 環境農林課長 ・ にぎわい創出課長 ・ 建設課長
- ・ 都市政策課長 ・ 上下水道課長 ・ 会計課長 ・ 学校教育課長 ・ 生涯学習課長
- ・ 議会事務局長 ・ 小川地区衛生組合事務局長

(事務局)

- ・ 防災地域支援課

2. 小川町防災会議委員

小川町防災会議条例 第3条該当項目		機関名	役職	氏名
会長		小川町	町長	島田 康弘
1号委員	指定地方行政機関の職員	国土交通省関東地方整備局 荒川上流河川事務所	事務所長	萩原 健介
2号委員	埼玉県の知事の 部内の職員	埼玉県川越比企地域振興センター	所長	秋山 純
		埼玉県東松山保健所	副所長	矢萩 義則
		埼玉県東松山農林振興センター	所長	斉藤 幸市
		埼玉県東松山県土整備事務所	所長	大塚 信孝
3号委員	埼玉県警察の警察官	埼玉県警察小川警察署	署長	阿部 雅紀
4号委員	内部の職員	小川町役場	副町長	小暮 亮治
			防災地域支援課長	岡部 孝一
			健康福祉課長	堀口 芳之
			長生き支援課長	池上 真矢
			建設課長	関口 勝教
			上下水道課長	田端 将嘉
5号委員	教育長	小川町教育委員会	教育長	市川 俊実
6号委員	消防署長及び 消防団長	比企広域消防本部小川消防署	署長	関根 博
		比企広域市町村圏組合小川消防団	団長	永島 徹也
7号委員	指定公共機関又は 指定地方公共 機関の職員	日本赤十字社小川赤十字病院	院長	竹ノ谷 正徳
		日本郵便株式会社小川郵便局	局長	吉田 恵美子
		NTT 東日本株式会社埼玉西支店	支店長	山崎 大二郎
		東京電力パワーグリッド株式会社 熊谷支社	支社長	原田 崇行
		東武鉄道株式会社小川町駅	駅長	藤木 修
		埼玉県 LP ガス協会東松山支部	支部長	村木 英也
8号委員	自主防災組織又は 学識経験者	腰二区自主防災会	代表	武藤 幸二郎
		学識経験者	消防長（消防正監） 経験者	吉野 勝巳
9号委員	町長が必要と認 める者	小川町赤十字奉仕団	委員長	針金 美代子
		一般社団法人比企医師会	副会長	野崎 浩
		埼玉中央農業協同組合小川支店	支店長	杉田 光浩
		小川町商工会	事務局長	小高 省明
		社会福祉法人 小川町社会福祉協議会	事務局長	岸田 直幸

3. 実施事業一覧

※備考欄に記載した予算規模等は、交付金や補助金等の活用要件によるものです。

※同一の事業が複数のリスクシナリオに関連する場合があるため、本一覧内で重複して掲載されることがあります。

目標1. あらゆる災害に対する直接死を最大限防ぐ

事業名	関係省庁	担当課	備考
1-1 建築物の倒壊により、多数の死傷者が発生する事態			
庁舎管理費	総務省	総務課	
庁舎改修事業費	総務省	総務課	
子育て総合センター事業費	こども家庭庁	子育て支援課	
公私連携型保育所支援事業費	こども家庭庁	子育て支援課	
児童館運営事業費	こども家庭庁	子育て支援課	
総合福祉センター運営費	厚生労働省	長生き支援課	
ふれあいプラザおがわ運営費	厚生労働省	長生き支援課	
建築一般事務費	国土交通省	都市政策課	
都市計画一般事務費	国土交通省	都市政策課	
住宅耐震改修支援事業費	国土交通省	都市政策課	
小学校営繕費	文部科学省	学校教育課	
中学校営繕費	文部科学省	学校教育課	
社会体育施設管理運営費	文部科学省	生涯学習課	
公民館管理運営費	文部科学省	生涯学習課	
図書館管理運営費	文部科学省	生涯学習課	
リリックおがわ施設管理費	総務省 文部科学省	生涯学習課	
小川町和紙体験学習センター管理運営事業費	経済産業省 文部科学省	にぎわい創出課	
1-2 火災により、多数の死傷者が発生する事態			
常備消防費	総務省	防災地域支援課	
非常備消防費	総務省	防災地域支援課	
消防事業費	総務省	防災地域支援課	
防災事業費	総務省	防災地域支援課	
都市計画一般事務費	国土交通省	都市政策課	
1-3 突発的・広域的な浸水等による多数の死傷者が発生する事態			
防災事業費	総務省	防災地域支援課	
河川一般事業費	国土交通省	建設課	
都市計画一般事務費	国土交通省	都市政策課	
防災重点農業用ため池改修事業費	農林水産省	環境農林課	令和8年度以降 1,760,000千円
1-4 大規模な土砂災害等により、多数の死傷者が発生する事態			
防災事業費	総務省	防災地域支援課 健康福祉課	
小川町環境基本計画推進事業費	環境省	環境農林課	
緑の募金（家庭募金）緑化事業費	農林水産省	環境農林課	
森林経営管理事業費	農林水産省	環境農林課	
かんがい排水事業費	農林水産省	環境農林課	
土地改良事業費	農林水産省	環境農林課	
森林基盤整備事業費	農林水産省	環境農林課	
河川一般事業費	国土交通省	建設課	
河川災害復旧費	国土交通省	建設課	
都市計画一般事務費	国土交通省	都市政策課	
宅地耐震化推進事業費	国土交通省	都市政策課	
町有地等管理事業費	—	政策推進課	

目標 2. 災害関連死を最大限防ぐ

事業名	関係省庁	担当課	備考
2-1 救助・救急活動の絶対的不足により死傷者が発生する事態			
防災事業費	総務省	防災地域支援課 健康福祉課	
常備消防費	総務省	防災地域支援課	
非常備消防費	総務省	防災地域支援課	
公共施設 AED 設置事業費	厚生労働省	健康福祉課	
2-2 医療機能の麻痺による死者の発生			
防災事業費	総務省	防災地域支援課 健康福祉課	
2-3 避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす被災者の健康状態の悪化による死者の発生			
防災事業費	総務省	防災地域支援課 健康福祉課	
学校給食センター管理運営費	文部科学省	学校教育課	
2-4 長期にわたる孤立地域等の同時発生			
防災事業費	総務省	防災地域支援課 健康福祉課	
道路維持事業費	国土交通省	建設課	
道路改良事業費	国土交通省	建設課	
橋りょう維持事業費	国土交通省	建設課	
道路橋りょう災害復旧費	国土交通省	建設課	
島根橋耐震補強事業費	国土交通省	建設課	令和 7 年度～令和 9 年度 260,000 千円
都市計画一般事業費	国土交通省	都市政策課	
街路整備事業費	国土交通省	都市政策課	
2-5 災害と感染症の同時発生			
防災事業費	総務省	防災地域支援課 健康福祉課	
予防接種事業費	厚生労働省	健康福祉課	
感染症予防対策事業費	厚生労働省	健康福祉課	
新型コロナウイルスワクチン接種事業費	厚生労働省	健康福祉課	
子ども予防接種事業費	厚生労働省	子育て支援課	
狂犬病予防事業費	厚生労働省	環境農林課	

目標 3. 必要不可欠な行政機能を確実に確保する

事業名	関係省庁	担当課	備考
3-1 町の行政機能が低下する中で、町が担うべき応急業務が大量に発生する事態			
防災事業費	総務省	防災地域支援課	
庁舎管理費	総務省	総務課	
庁舎改修事業費	総務省	総務課	
公有財産利活用推進事業費	総務省	政策推進課	
都市計画一般事業費	国土交通省	都市政策課	

目標 4. 通信、ライフライン、インフラ等の被害を最小限に留め、迅速に復旧する

事業名	関係省庁	担当課	備考
4-1 情報通信網の停止により情報の収集・伝達が大幅に遅れる事態			
防災事業費	総務省	防災地域支援課 政策推進課	
行政情報化推進事業費	総務省	政策推進課	
防災拠点施設公衆無線 LAN 環境運用事業費	総務省	政策推進課	

事業名	関係省庁	担当課	備考
町村情報共同システム事業費	総務省	政策推進課	
広報広聴活動費	総務省	総務課	
4-2 電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態			
防災事業費	総務省	防災地域支援課	
小川町環境基本計画推進事業費	環境省	環境農林課	
4-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止			
建設改良費	国土交通省	上下水道課	
原水及び浄水費	国土交通省 環境省	上下水道課	
配水及び給水費	国土交通省 環境省	上下水道課	
公共下水道事業管渠費	国土交通省	上下水道課	
公共下水道事業流域下水道維持管理負担金	国土交通省	上下水道課	
公共下水道事業総係費	国土交通省	上下水道課	
公共下水道事業建設改良費	国土交通省	上下水道課	
農業集落排水事業管渠費	農林水産省	上下水道課	
農業集落排水事業処理場費	農林水産省	上下水道課	
農業集落排水事業総係費	農林水産省	上下水道課	
農業集落排水事業建設改良費	農林水産省	上下水道課	
合併処理浄化槽整備事業費	環境省	上下水道課	
公共浄化槽事業浄化槽費	環境省	上下水道課	
公共浄化槽事業総係費	環境省	上下水道課	
公共浄化槽事業建設改良費	環境省	上下水道課	
4-4 道路ネットワークの寸断や鉄道停止により物資が大幅に不足する事態			
防災事業費	総務省	防災地域支援課	
道路維持事業費	国土交通省	建設課	
道路改良事業	国土交通省	建設課	
橋りょう維持事業費	国土交通省	建設課	
道路橋りょう災害復旧費	国土交通省	建設課	
島根橋耐震補強事業費	国土交通省	建設課	令和7年度～令和9年度 260,000千円
塚場橋耐震補強事業費	国土交通省	建設課	令和9年度～ 60,000千円
上ノ山橋耐震補強事業費	国土交通省	建設課	令和9年度～ 60,000千円
下横田高架橋耐震補強事業費	国土交通省	建設課	令和9年度～ 60,000千円
下八幡橋耐震補強事業費	国土交通省	建設課	令和9年度～ 60,000千円
都市計画一般事業費	国土交通省	都市政策課	
街路整備事業費	国土交通省	都市政策課	

目標5. 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する

事業名	関係省庁	担当課	備考
5-1 サプライチェーンの寸断等による町内事業所の生産性が大幅に低下する事態			
商工総務事務費	内閣府・総務省	にぎわい創出課	
商工振興事業費	経済産業省	にぎわい創出課	
5-2 町内産業（農林業・商業・工業・観光）全体の生産力が大幅に低下する事態			
水田農業構造改革事業費	農林水産省	環境農林課	
特産物促進事業費	農林水産省	環境農林課	
農業振興事業費	農林水産省	環境農林課	

事業名	関係省庁	担当課	備考
多面的機能支払交付金事業費	農林水産省	環境農林課	
環境保全型農業直接支援対策事業費	農林水産省	環境農林課	
小川町元気な農業応援事業費	農林水産省	環境農林課	
畜産振興事業費	農林水産省	環境農林課	
一般農道事業費	農林水産省	環境農林課	
一般林業振興費	農林水産省	環境農林課	
諸事業費	農林水産省	環境農林課	
農業施設災害復旧費	農林水産省	環境農林課	
林業施設災害復旧費	農林水産省	環境農林課	
森林経営管理事業費	農林水産省	環境農林課	
担い手支援事業費	農林水産省	環境農林課	
かんがい排水事業費	農林水産省	環境農林課	
防災重点農業用ため池改修事業費	農林水産省	環境農林課	令和8年度以降 1,760,000千円
商工総務事務費	内閣府・総務省	にぎわい創出課	
商工振興事業費	経済産業省	にぎわい創出課	
観光施設等管理事業費	経済産業省	にぎわい創出課	
魅力発信拠点運営費	国土交通省	にぎわい創出課	
地域活性化交流拠点管理運営事業費	内閣府・総務省	にぎわい創出課	
就職相談事業費	内閣府・総務省	にぎわい創出課	
5-3 風評被害による町内産業への甚大な被害が生じる事態			
公害対策推進事業費	環境省	環境農林課	

目標6. 従前より強靱な姿で復興できるよう準備する

事業名	関係省庁	担当課	備考
6-1 事前復興ビジョンや地域合意の欠如により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態			
地籍調査事業費	国土交通省	建設課	
防災事業費	総務省	防災地域支援課	
6-2 復旧・復興を支える人材が不足し、復興できなくなる事態			
防災事業費	総務省	防災地域支援課	
商工振興事業費	経済産業省	にぎわい創出課	
就職相談事業費	内閣府・総務省	にぎわい創出課	
起業創業等支援事業費	経済産業省	にぎわい創出課	
6-3 大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物の処理の停滞により、復興が大幅に遅れる事態			
ごみ減量化対策事業費	環境省	環境農林課	
塵芥処理事業費	環境省	環境農林課	
6-4 仮設住宅や仮店舗、仮事業所の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態			
防災事業費	総務省	防災地域支援課	
都市計画一般事務費	国土交通省	都市政策課	
町営住宅管理費	国土交通省	都市政策課	
空き家対策活用等事業費	国土交通省	都市政策課	
6-5 文化財や環境的資産の喪失により、本町の文化的価値の継承が途絶える事態			
文化財保護活用対策事業費	文部科学省	生涯学習課	
重要文化財吉田家住宅保存活用事業費	文部科学省	生涯学習課	
小川町環境基本計画推進事業費	環境省	環境農林課	

目標7. 横断的分野

事業名	関係省庁	担当課	備考
横断的分野① デジタル技術の活用による防災力の向上			
防災事業費	総務省	防災地域支援課	
横断的分野② 自助・共助による地域防災力の強化			
人権推進事業費	法務省	総務課	

事業名	関係省庁	担当課	備考
男女共同参画推進事業費	内閣府	総務課	
国際ふれあい事業費	総務省・文化庁	防災地域支援課	
社会福祉一般事務費	厚生労働省	健康福祉課	
民生・児童委員費	厚生労働省	健康福祉課	
心身障害者福祉事業費	厚生労働省	健康福祉課	
総合相談事業費	厚生労働省	長生き支援課	
包括的支援事業費	厚生労働省	長生き支援課	
在宅医療・介護連携推進事業費	厚生労働省	長生き支援課	
生活支援体制整備事業費	厚生労働省	長生き支援課	
地域ケア会議推進事業費	厚生労働省	長生き支援課	
老人福祉総合助成事業費	厚生労働省	長生き支援課	
老人在宅福祉事業費	厚生労働省	長生き支援課	
総合福祉センター運営費	厚生労働省	長生き支援課	

4. 用語解説

ア行

- ・ 空き家バンク（あきやばんく）
全国の自治体などが空き家物件情報をホームページ等で公開し、「貸したい（売りたい）人」と「借りたい（買いたい）人」をマッチングする制度のこと。
- ・ 荒川水系（あらかわすいけい）
埼玉県及び東京都を流れ、東京湾に注ぐ荒川（本川）と荒川につながる河川等の総称をいう。
- ・ 一次医療体制（いちじりょうたいせい）
入院や手術の必要がない比較的軽症の患者に対応する救急医療機関のこと。
- ・ 一筆（いっぴつ）
登記簿謄本に記載された1つの土地のこと。「筆」は、登記上の土地の単位を表している。
- ・ インクルーシブ（いんくるーしぶ）
多様な背景や特性を持つ人々を分け隔てなく受け入れ、ともに活かす社会を目指す考え方のこと。
- ・ インセンティブ（いんせんていぶ）
意欲を高めるための報奨金や制度のこと。
- ・ インフラ（いんふら）
infrastructure（インフラストラクチャー）の略。産業や生活の基盤となる施設等の総称であり、道路や橋りょう、鉄道、河川、港湾、上下水道、電気、電話網、通信網等が該当する。このうち、道路や橋りょうなどの交通関連のインフラを交通インフラ、電話網や通信網などの通信関連のインフラを通信インフラ、堤防や砂防ダムなどの防災関連のインフラを防災インフラと総称することがある。
- ・ 雨水調整池（うすいちょうせいち）
集中豪雨などで急激に水量が増加した場合でも河川が氾濫しないよう、当該河川の流下能力を超えるおそれのある雨水を一時的に貯留し、その後徐々に放流するための施設。
- ・ ウルトラ防犯パトロール隊（うるとらぼうはんぱとろーるたい）
地域住民による自主的なボランティア活動として、地域の見守り活動を中心に事業を展開。同名のもと、小川町では平成18年度からこの事業を開始し、現在では約600名の隊員の参加により、安全で安心して暮らせるまちづくりの実現に向け、精力的に活動している。
- ・ 営繕（えいぜん）
既存の建築物・設備等について、修繕、改修、更新などの維持管理を行うこと。

- ・ **AED（えーいーでいー）**

強い電流を一瞬流して心臓にショックを与えること（電気ショック）で、心臓の状態を正常に戻す機能を持つ器具のこと。自動体外式除細動器。

- ・ **液状化（えきじょうか）**

地震などの強い振動により、地盤が液体のような状態になること。地下水を多く含んだ砂の層に強い揺れや衝撃が加わり、砂の粒子が水中に浮遊した状態になることによって起こる。埋め立て地等の軟弱な地盤で発生しやすく、地盤の支持力が低下するため、建物などが沈下や傾斜したり、マンホールが浮上したりする被害が生じることがある。

- ・ **Lアラート（えるあらーと）**

災害情報共有システムの通称。地域を表す local（ローカル）の頭文字と、緊急警報を意味する alert（アラート）を組み合わせた造語で、中央官庁や地方公共団体、交通関連事業者などが災害情報を共有し、地域住民に迅速かつ効率的に伝達することを目的とする。共有された情報は、テレビやラジオ、インターネットなど、様々なメディアを通して住民に公表される。

- ・ **LPガス（えるぴーがす）**

Liquefied Petroleum Gas（液化石油ガス）の略称。

カ行

- ・ **開発行為（かいはつこうい）**

建築物の建築や特定工作物（ゴルフ場等）の建設のため、区画の変更（道路や水路等の新設など）、形状の変更（造成等で土地の形状を変える行為）、性質の変更（農地等の土地を建築物を建築するための敷地に変更する行為）のいずれかを行うこと。

- ・ **合併処理浄化槽（がっぺいしよりじょうかそう）**

トイレの汚水だけでなく、台所や風呂から排出される生活雑排水も一緒に処理することができる浄化槽のこと。なお、単独浄化槽は、トイレの汚水のみを処理するものをいう。

- ・ **かんがい排水事業（かんがいはいすいじぎょう）**

田畑への水の供給や、余分な水の排出を行うための各種施設（用排水機場、基幹用排水路など）の新設及び改修を行う事業のこと。

- ・ **管渠（かんきょ）**

雨水または汚水等を排除するために設置される管路(管・暗渠等)のこと。

- ・ **(小川町) 環境基本計画（かんきょうきほんけいかく）**

小川町環境保全条例に基づき、町民の健康で安全かつ快適な生活の確保の実現に向けて、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として定めた計画のこと。

- ・ **環境的資産（かんきょうてきしさん）**
社会にとって価値があり、経済活動の投入源となる環境を構成する要素のこと。鉱物・エネルギー資源、土地、土壌資源、木材資源、水産資源、その他の生物資源、水資源などが含まれる。
- ・ **環境保全型農業（かんきょうほぜんがたのうぎょう）**
農業が持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和に留意しつつ、土づくり等を通じて、化学肥料や農薬の使用などによる環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のこと。
- ・ **関東平野北西縁断層帯地震（かんとうへいやほくせいえんだんそうたいじしん）**
深谷断層帯・綾瀬川断層により引き起こされる大地震のこと。政府地震調査研究推進本部では、深谷断層ではマグニチュード 7.9 程度の地震が、また、綾瀬川断層ではマグニチュード 7.5 程度の地震が発生する可能性があるとして想定している。
- ・ **涵養（かんよう）**
少しずつ、自然に養成していくこと。
- ・ **供給連鎖（サプライチェーン）（きょうきゅうれんさ）**
原材料や部品の調達から製品の販売に至るまでの一連の流れのこと。ある製品が生産され、消費者の手元で実際に消費されるまでの一連の流れをいう。
- ・ **強靱化（きょうじんか）**
どのような災害が発生しても被害を最小限に抑え、迅速に復旧・復興できる強さとしなやかさを備えた国土や地域、経済社会を構築すること。
- ・ **矯正施設（きょうせいしせつ）**
犯罪を行った者や非行のある少年を収容し、改善更生のための処遇を行う施設のこと。
- ・ **緊急消防援助隊（きんきゅうしょうぼうえんじょたい）**
大規模災害時において、人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施できるよう、全国の消防機関相互による援助体制を構築するため、平成 7 年 6 月に創設された援助隊のこと。
- ・ **緊急輸送道路（きんきゅうゆうそうどうろ）**
災害発生直後から必要となる緊急輸送を円滑に行うため、高速自動車道や一般国道、これらを連絡する幹線道路、知事等が指定する防災拠点と相互に連絡する道路のこと。
- ・ **クラウド化（くらうどか）**
インターネットなどのネットワーク上で提供されるコンピュータサービスの総称をクラウドといい、自庁（自社）にサーバなどが設置されているシステムをクラウドサービスに移行することを、クラウド化と呼ぶ。
- ・ **激甚化（げきじんか）**
災害の規模や範囲が以前よりも大きく、激しくなること。

- ・ **減災（げんさい）**
震災などによる被害、特に死傷者をできるだけ少なくするよう、事前に十分な対策を立てておこうとする考え方。また、その取組のこと。
- ・ **原水（げんすい）**
浄水処理を行う前の水。人工的な処理を施していない、もとのままの水のこと。
- ・ **（森林の持つ）公益的機能（こうえきてききのう）**
森林がもともと有している、社会全体に有益な影響を及ぼす機能のこと。
- ・ **公共空地（こうきょうくうち）**
国や自治体が管理し、広く一般に利用できる公園や広場などの空地（くうち）のこと。
- ・ **（小川町）公共施設等総合管理計画（こうきょうせつとうそうごうかんりけいかく）**
地方公共団体が所有する全ての公共施設等を対象に、地域の実情に応じて総合的かつ計画的に管理するために定めた計画のこと。
- ・ **公共浄化槽（こうきょうじょうかそう）**
町が所有・管理する合併処理浄化槽をいう（公共工事で設置したもの、又は既設で町が引き継いだもの）。
- ・ **公衆無線LAN（こうしゅうむせんらん）**
無線によりインターネットへの接続を提供するサービスのこと。フリーWi-Fiまたは無料Wi-Fiなどとも呼ばれる。
- ・ **洪積層（こうせきそう）**
洪積世（約170万年前～約1万年前）に形成された地層のこと。固結するまでには至っていない泥や砂、礫などで構成されている。
- ・ **枯損木（こそんぼく）**
森林の木が枯れたものをいう。
- ・ **孤立集落（こりつしゅうらく）**
災害発生時、外部からのアクセス（人の移動や物資の流通など）が困難もしくは不可能な状態になり、住民等の生活維持が困難になる可能性のある集落のこと。

サ行

- ・ **災害医療コーディネーター（さいがいいりょうこーでいねーたー）**
災害時に災害医療の総合調整を行う人のこと。
災害時に、医療体制の構築の助言や、各医療機関への傷病者受け入れの調整、医療関係者の派遣調整を行う。

・ 災害廃棄物（さいがいはいきぶつ）

大規模災害等の被災時において、使用できなくなったものを片付ける際に排出されるごみや、損壊家屋の撤去等に伴い排出される廃棄物などのこと。

・ 災害用資機材（さいがいようしきざい）

災害発生時に必要となる消火や救助、救護、避難生活、情報伝達などに使用する機械や器具などの総称をいう。

・ 再生可能エネルギー（さいせいかのうえねるぎー）

太陽光や地熱、風力、水力など、自然界に存在する環境や資源を有効活用したエネルギーのこと。石油や石炭、天然ガスなどの化石燃料は、使い続けると最後には底をつくのに対し、繰り返し利用できて枯渇しないことから、「再生できる」エネルギーという意味で再生可能エネルギーと呼ばれている。

・ 埼玉県・市町村人的相互応援制度（さいたまけん・しちょうそんじんてきそうごおうえんせいど）

大規模災害発生時において、被災した市町村だけでは災害対応業務ができない場合に、県や県内の他市町村などから被災市町村に応援職員を派遣することで、被災地の早期復旧を支援する埼玉県の制度のこと。

・ 三波川変成岩類（さんぱがわへんせいがんるい）

本州の中央構造線の南側に沿って帯状に分布する結晶片岩を主とする変成岩の総称をいう。

・ 市街化区域（しがいかくいき）

既に市街地が形成されている区域や、今後、優先的・計画的に市街化していくべき区域として、都市計画法に基づき定められた区域のこと。

・ 市街化調整区域（しがいかちょうせいいくいき）

原則的に市街化を抑える区域として、都市計画法に基づき定められた区域のこと。

・ 事業継続力強化支援計画（じぎょうけいぞくりよくきょうかしえんけいかく）

自然災害や感染症、サイバー攻撃などのリスク発生時に、中小企業が事業の被害を最小限に抑え、早期復旧・継続するための事前対策をまとめた計画のこと。

・ 自主防災組織（じしゅぼうさいそしき）

「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯意識に基づき、地域住民等による初期消火や集団避難、救出・救護活動、給食、給水などの自発的な防災活動を行う団体（組織）のこと。現在、小川町では60以上の行政区で組織されている。

・ 地すべり（じすべり）

土地の一部が地下水などに起因してすべる現象、または、これに伴って移動する現象のことをいう（地すべり等防止法による）。

・次世代自動車（じせだいじどうしゃ）

ガソリン以外の新しいエネルギー源を使用し、二酸化炭素（CO₂）などの排出量を抑えることで環境負荷を低減する自動車の総称のこと。

・事前復興ビジョン（じぜんふっこうびじょん）

大規模災害が発生する前に、被災後の復興の目標や基本方針、まちづくりのイメージなどをあらかじめ策定しておく計画のこと。

・受援計画（じゅえんけいかく）

大規模災害発生時に、被災した自治体などが外部からの人的・物的支援を円滑に受け入れ、効果的に活用するための計画のこと。

・指定緊急避難場所（していきんきゅうひなんばしょ）

災害が発生した時または災害が発生する前に、一時的に身の安全を確保するための施設のこと。現在、小川町では 29 箇所を指定している。公民館などの公共施設や、小中学校の体育館、地区の集会所などが該当する。

・指定避難所（していひなんじょ）

災害により自宅等に戻れなくなった場合などに、しばらくの間、避難生活を送ることができる施設のこと。現在、小川町では 19 箇所を指定している。公民館などの公共施設や、小中学校の体育館などが該当する。

・重要業績評価指標（KPI）（じゅうようぎょうせきひょうかしひょう）

Key Performance Indicator（キー・パフォーマンス・インディケーター）の略称で、目標の達成度合いを計るため、継続的に計測・監視される定量的な指標のこと。組織や個人が日々の活動や業務を進めていくにあたり、何をもって進捗とするのかを定義するために用いられる尺度（数値目標）をいう。

・準用河川（じゅんようかせん）

河川法の規定を準用し市町村長が管理する、比較的重要性の高い水路のこと。

・常備消防（じょうびしょうぼう）

消防本部や消防署のこと。常勤の消防職員により、火災予防活動や消火、救急、救助、災害の防除などを行う。

・消防水利（しょうぼうすいり）

消防用の水の供給設備の総称。消火栓や防火水槽などが該当し、消火活動に使用される。

・塵芥（じんがい）

ごみやチリのこと。また、家庭や事業所などから排出される廃棄物のこと。

・新耐震基準（しんたいしんきじゅん）

建築物の設計において適用される、地震に耐えることのできる構造の基準のこと。1981（昭和 56）年 6 月 1 日以降の建築基準法における建築確認について適用される。震度 6 強から震度 7 程度の揺れでも倒壊は免れる構造基準。

・ **森林管理道（林道）（しんりんかんりどう）**

間伐などの森林整備や木材等の搬出を行う上で、トラックや林業用機械などが容易にアクセスできるようにするため設置した道路のこと。

・ **水害リスク情報図（すいがいりすくじょうほうず）**

複数の降雨規模における浸水範囲と浸水頻度を色分けして示した地図のこと。

従来の洪水ハザードマップが想定最大規模の降雨を対象としていたのに対し、より発生頻度の高い降雨規模も考慮している。

・ **趨勢（すうせい）**

物事の移り変わりや時代の動向、世の中の傾向を意味する言葉のこと。

・ **スフィア基準（すふいあきじゆん）**

災害や紛争の被災者が人間としての尊厳を保ち、安全な生活を送るための人道支援に関する国際的な最低基準のこと。

・ **スマート農業（すまーとのうぎょう）**

ロボット技術やICT（情報通信技術）、AI（人工知能）、IoT（モノのインターネット）等の先端技術を活用し、超省力化や生産物の品質向上を可能にする新しい農業のこと。

・ **脆弱性（ぜいじゃくせい）**

ある事象に対し、もろくて弱い性質のこと。災害に対する弱点やもろさ。

・ **石英閃緑岩（せきえいせんりょくがん）**

石英と斜長石を主成分とする深成岩のこと。雲母や角閃石を含むことが多い。

夕行

・ **大規模盛土造成地（だいきぼもりどぞうせいち）**

面積 3,000 平方メートル以上の谷埋め盛土、または地盤の勾配が 20 度以上かつ盛土高 5メートル以上の腹付け盛土がなされた造成地のこと。

・ **太平洋岸式気候（たいへいようがんしききこう）**

太平洋に面した日本列島に発達する気候のこと。夏は、梅雨季や台風季を中心とする降雨と盛夏の晴天を特徴とし、冬は、中央脊梁（せきりょう）山地を吹き越して、乾燥した寒冷な季節風と晴天を特色とする。

・ **太平洋ベルト地帯（たいへいようべるとちたい）**

南関東（茨城県）から九州北部（大分県）にかけての太平洋沿岸に広がる帯状の地域（一連の工業地帯・工業地域）のこと。

- ・ **宅地耐震化推進事業（たくちたいしんかすいしんじぎょう）**
大地震発生時等における大規模盛土造成地の滑動崩落（地すべり等）による宅地への被害を防止するため、宅地の安全性調査や対策工事等を推進する事業のこと。
- ・ **多面的機能支払交付金（ためんてききのうしはらいこうふきん）**
農業や農村が持つ多面的な機能の維持や機能の発揮を図るため、地域の共同活動を支援し、地域資源の適切な保全や管理を推進する目的で設立された補助金制度のこと。
- ・ **（小川町）地域防災計画（ちいきぼうさいけいかく）**
災害対策基本法第 42 条に基づき、各種災害や大規模事故等に関し、町民等の生命身体及び財産を保護するため、町の処理すべき事務または業務を中心として、防災関連機関や町民等が相互に協力して、災害予防や災害応急、災害復旧活動等にあたるための諸施策の基本を定めた計画のこと。
- ・ **治山（ちさん）**
森林法に基づいて、はげ山や荒廃地を復旧させるため、山地や海岸などの保安林内で行う保安施設整備事業の総称をいう。また、土砂災害の防止や水源を育む働きなど、保安林が持つ機能を維持・向上させるために行う事業を治山事業といい、治山事業のなかで、山地の荒廃を復旧したり、未然に防ぐために設置される人工的な施設や構造物を治山施設と呼ぶ。
- ・ **治水（ちすい）**
河川の氾濫などの災害を防ぎ、水を統制すること。
- ・ **地籍調査（ちせきちょうさ）**
一筆ごとの土地の境界確認と、地番・地目・所有者等の調査を行い、地籍簿・地籍図を作成整備する調査。
- ・ **中山間地域（ちゅうさんかんちいき）**
主に平野の周辺部から山間部に至る、まとまった平坦な耕地が少ない地域のこと、農業を行うには不利な地域をいう。
- ・ **中等症（ちゅうとうしょう）**
病気の症状を表す評価基準の 1 つで、生命への危険性は無いが入院を要する状態をいう。評価基準には、他にも軽症（入院を要しない状態）、重症（生命への危険性がある状態）、重篤（生命への危険が切迫している状態）等がある。
- ・ **町村情報共同システム（ちょうそんじょうほうきょうどうしすてむ）**
現在、小川町を含む県内 21 町村において、基幹システムをクラウド化し共同利用している。このように、他町村とクラウドシステムを共同利用することを「自治体クラウド」といい、町ではこれらを「町村情報共同システム」と呼ぶ。
- ・ **低位段丘堆積物（ていいだんきゅうたいせきぶつ）**
もともと平坦な地形として存在した河床や浅海底、海浜などが、隆起等の要因で持ち上がってできた地形を段丘と呼ぶ。その段丘面が、関東平野で最も低位にある段丘を形成する堆積物のこと。

・ DMAT（でいーまっと）

大規模災害や、多数の傷病者が発生する可能性のある大事故の現場で医療行為を行う、医師や看護師、事務職員で編成される災害派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Team）のことで、頭文字を略してDMATという。平成16年、全国に先駆けて東京で発足した。

・ 栃谷層（とちやそう）

南緑断層で、秩父系に接しレキ岩を主とする層のこと。

ナ行

・ 内水（ないすい）

洪水に対して、堤防の内側すなわち市街地内を流れる側溝や排水路、下水道などから水が溢れる水害のこと。内水氾濫や浸水害とも呼ばれる。

・ 二次災害（にじさいがい）

ある災害が起こった後に、それが元になって起こる別の災害のこと。豪雨のため地盤が緩んで起こる土砂崩れや、地震でガス管が損壊したことによる爆発事故、救助隊の遭難や被災などは、いずれも二次災害といえる。

・ 認定農業者（にんていのうぎょうしゃ）

農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画において、市町村の認定を受けた農業者のことをいう。担い手農業者とも呼ばれる。

・ 農業集落排水（のうぎょうしゅうらくはいすい）

農村地域における下水の処理方法のこと。複数の集落ごとに処理場へ下水を集めて処理するもので、農業集落排水が提供されている区域を農業集落排水区域という。

ハ行

・ 破壊開始点（はかいかいしてん）

地震における破壊が始まった地点のこと（＝震源）。

・ ハザードマップ（はざーどまっぷ）

一般的に、自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所、避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のこと。現在、小川町には、土砂災害と洪水の2種類のハザードマップがある。

・ バルクタンク（ばるくたんく）

定置型のガス貯槽器のこと。一般的に、各家庭への配送はガス容器（ボンベ）にLPガスを充填して行うが、消費量の多い事業者等の消費者や団地・マンションなどには、容量の多いバルクタンクを設置して、現地でガスを充填することで効率化を図っている。

・ BCP（びーしーぴー）

Business Continuity Plan の略称で、事業継続計画もしくは業務継続計画を意味する。民間企業では、企業が自然災害などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損失を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続の方法、手段などを定めた計画をいう。一方、行政では、大規模災害時においても必要な住民サービスを継続できるよう、行政自らも被災する事を前提として、優先的に実施すべき業務を特定し、業務の執行体制や対应手順、継続に必要な資源の確保等を定めた計画をいう。

・ PDCAサイクル（ぴーでいーしーえーさいくる）

PLAN（計画）、DO（実行）、CHECK（評価）、ACTION（改善）のプロセスを順に実施するマネジメントサイクルのこと。このサイクルを繰り返し行うことによって、計画内容の維持、向上や継続的な実施が可能とされる。

・ 非常備消防（ひじょうびしょうぼう）

消防団のこと。他に職業を持つ非常勤の消防団員により、火災予防活動や消火、救助、災害の防除などを行う。また、大規模災害時には住民等の避難誘導などを行う。

・ VR（ぶいあーる）

「Virtual Reality（バーチャルリアリティ）」の略で、コンピューターによって作られた仮想空間を、まるで現実であるかのように体験できる技術のこと。

・ フェーズフリー（ふえーずふりー）

日常時と非常時（災害時）の区別をなくし、普段利用している商品やサービスを災害時にも役立てるといふ新しい防災の考え方のこと。

・ プッシュ型支援（ぷっしゅがたしえん）

大規模災害時に国が被災地の要請を待たずに、食料や水、生活必需品などの必要物資を迅速に届ける仕組みのこと。

・ 防火線（ぼうかせん）

林の内側または森林の外周に、一定の幅で、立ち木を含めた可燃物を取り除くとともに、地表をかき起こして、火災時の風向きと直角に設ける空間地帯のこと。このような空間地帯を作ることによって、延焼が阻止され自然鎮火につながる。

・ 防災インフラ（ぼうさいいんふら）

地震や台風等の大規模災害発生時に必要となる社会基盤の総称で、道路や鉄道、上下水道、発電所、電力網、通信網、治水施設等の公共的・公益的な施設や設備、構造物などをいう。

・ 防災重点農業用ため池（ぼうさいじゅうてんのうぎょうようためいけ）

決壊した場合に水害などの災害により周辺地域に被害を及ぼす恐れがある農業用ため池を、都道府県が指定したもの。

マ行

・松山層群（まつやまそうぐん）

関東山地東北縁部第三紀層中の部分的不整合による、群馬県甘楽郡下仁田町から埼玉県児玉郡児玉町、大里郡寄居町を経て、比企郡小川町や東松山市に至る、西北から東南に向かって約70kmにわたって延びる丘陵地のこと。

・御荷鉾緑色岩類（みかぶりよくしょくがんるい）

三波川変成帯の南部を占める低変成度の塩基性火山岩類のことで、超塩基性岩も含む。

ヤ行

・安戸古生層（やすどこせいそう）

日本列島の骨格を成す、古生代シルル紀から中生代ジュラ紀にわたる地層のこと。

・UAV（ゆーえーぶい）

「Unmanned Aerial Vehicle」の略で、無人航空機全般のこと。

ドローンもUAVの一種。

・床下浸水（ゆかしたしんすい）

浸水深0.5メートルぐらいまでの高さで、床より下の部分まで浸水している状態のこと。なお、床上浸水は浸水深0.5メートル以上で、床の上まで水が溜まってしまった状態をいう。

・要救助者（ようきゅうじょしゃ）

災害により、生命または身体に危険が及んでおり、かつ、自らその危険を排除することができない人のこと。

・用途地域（ようとちいき）

都市計画法に基づき、地域ごとに建てられる建物の種類や用途、大きさなどを定めた制度のこと。

ラ行

・（小川町）立地適正化計画（りっちてきせいかけいかく）

持続可能な都市構造への再構築を目指し、人口減少社会に対応したコンパクトシティを実現するためのマスタープランであり、市町村が必要に応じて策定する計画のこと。

小川町国土強靱化地域計画

発行年月：2026（令和8）年3月

発行：小川町防災地域支援課

〒355-0392 埼玉県比企郡小川町大字大塚 55 電話：(0493) 72-1221（代表）